

官報

号外

平成十六年十一月九日

第百六十一回 衆議院會議録 第九号

平成十六年十一月九日(火曜日)

議事日程 第七号

平成十六年十一月九日

午後一時開議

第一 関税暫定措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第二 経済上の連携の強化に関する日本国とメ

キシコ合衆国との間の協定に基づく特定
原産地証明書の発給等に関する法律案

(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 関税暫定措置法の一部を改正する法

律案(内閣提出)

日程第二 経済上の連携の強化に関する日本国

とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定
原産地証明書の発給等に関する法律案(内閣
提出)

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律

案(内閣提出)

住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部を
改正する法律案(内閣提出)

平成十六年十一月九日 衆議院會議録第九号

午後一時三十分開議

○議長(河野洋平君) これより會議を開きます。

○議長(河野洋平君) 御報告することがあります。

元本院議長原健三郎君は、去る六日逝去されま
した。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

つきましては、議院運営委員会の議を経て原健
三郎君に対する弔詞を贈呈することといたしました。
これを朗読いたします。

(総員起立)

衆議院は 本院議員として在職五十四年四月に
及び この間常に憲政のために尽力し 特に院
議をもつてその積年の功労を重ねて表彰され
さきに本院議長の要職につき またしばしば国
務大臣の重任にあたられ終始議會政治の発展に
貢献された従二位勲一等原健三郎君の長逝を哀
悼し つつしんで弔詞をささげます

日程第一 関税暫定措置法の一部を改正する

法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、関税暫定措置法
の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長金田
英行君。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び同

報告書

(本号末尾に掲載)

(金田英行君登壇)

○金田英行君 ただいま議題となりました法律案
につきまして、財務金融委員会における審査の経
過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、経済上の連携の強化に関する日本国と
メキシコ合衆国との間の協定を実施するため、関
税制度について所要の改正を行おうとするもので
あり、以下、その概要を申し上げます。

第一に、関税の撤廃・引き下げによるメキシコ
産品の輸入量の増加が原因となつて、国内産業に
重大な損害を与える場合等に、メキシコ産品の関
税率を引き上げること等ができることとするため
の関税の緊急措置に係る規定の整備を行うことと
しております。

第二に、メキシコに対して一定の数量等を限度
として関税の撤廃・引き下げをする物品につい
て、当該数量等の範囲内での輸入に限つて、同協
定に基づく税率を適用することとするための関税
割り当てに係る規定の整備等を行うこととしてお
ります。

本案は、去る十月二十九日当委員会に付託さ
れ、十一月二日谷垣財務大臣から提案理由の説明
を聴取した後、五日質疑を行い、質疑を終局いた
しました。次いで、採決いたしましたところ、多

数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しま
した。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を
求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、本案は
委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 経済上の連携の強化に関する日本

国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく
特定原産地証明書の発給等に関する法律案

(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第二、経済上の連携の

強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協
定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法
律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長河上
覃雄君。

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ
合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明
書の発給等に関する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(河上覃雄君登壇)

○河上覃雄君 ただいま議題となりました法律案
につきまして、経済産業委員会における審査の経

元議長原健三郎君逝去につき弔詞の贈呈 関税暫定措置法の一部を改正する法律案 経済上の連携の強化に関する日本国とメ
キシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律案

過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の適確な実施を確保するため、メキシコ合衆国に輸出しようとする物品に係る特定原産地証明書の発給等を適正かつ確実に行うための措置を講ずるものであります。

本委員会においては、去る十月二十九日本案に関し中川経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、十一月五日質疑を行い、同日質疑終了後、採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○梶山弘志君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 梶山弘志君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長塩崎恭久君。

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔塩崎恭久君登壇〕

○塩崎恭久君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、民間事業者が行う裁判外紛争解決手続の業務に、法務大臣が行う認証制度を設け、あわせて時効の中断等の特例を定め、その利便の向上を図るため、所要の法整備を行おうとするものであります。

本案は、十一月二日本会議で趣旨説明及び質疑が行われ、同日委員会でも南野法務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑に入り、五日参考人意見を聴取し、本日質疑を終局し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○梶山弘志君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 梶山弘志君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長橋康太郎君。

住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔橋康太郎君登壇〕

○橋康太郎君 ただいま議題となりました住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、公益法人に係る改革を推進するため、国土交通大臣が指定した者が住宅性能評価等を実施することができる制度について所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、住宅性能評価等の業務について、国が指定した法人等が実施できる制度を国により登録された法人等が実施できる制度等に改めること、第二に、国による登録を受けるための基準を法律に明示する等登録制度の透明性の確保を図ること、

第三に、罰則等について所要の改正を行うことなどであります。

本案は、去る十一月四日本委員会に付託され、同月五日北側国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、本日質疑を行い、質疑終了後、討論を行い、採決いたしました結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十五分散会

出席国務大臣

法 務 大 臣 南野知恵子君
財 務 大 臣 谷垣 禎一君
経済産業大臣 中川 昭一君
国土交通大臣 北側 一雄君

○議長の報告

(元議長死去)

一、元衆議院議長原健三郎君は、去る六日死去された。

(報告書受領)

一、去る四日、内閣から次の報告書を受領した。
第百五十九回国会衆議院において採択された請願の処理経過
第百六十回国会衆議院において採択された請願の処理経過

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員

員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
総務委員

辞任

補欠

佐田玄一郎君 加藤 紘一君
西村智奈美君 和田 隆志君
河合 正智君 赤松 正雄君
加藤 紘一君 佐田玄一郎君
和田 隆志君 西村智奈美君
赤松 正雄君 河合 正智君

議院運営委員

辞任

補欠

津島 恭一君 武田 良太君
高木美智代君 古屋 範子君
武田 良太君 津島 恭一君
古屋 範子君 高木美智代君

内閣委員

辞任

補欠

宮澤 洋一君 田中 英夫君
太田 昭宏君 高木美智代君
田中 英夫君 宮澤 洋一君
高木美智代君 太田 昭宏君

法務委員

辞任

補欠

井上 信治君 宇野 治君
左藤 章君 上川 陽子君
仙谷 由人君 高井 美穂君
宇野 治君 井上 信治君
上川 陽子君 左藤 章君
高井 美穂君 仙谷 由人君

財務金融委員

辞任

補欠

渡辺 喜美君 平井 卓也君
平井 卓也君 渡辺 喜美君

文部科学委員

辞任

補欠

加藤 紘一君 原田 令嗣君
加藤 尚彦君 鈴木 克昌君
城井 崇君 楠田 大蔵君
古賀 一成君 村越 祐民君
長島 昭久君 岸本 健君
原田 令嗣君 加藤 紘一君
岸本 健君 長島 昭久君
楠田 大蔵君 城井 崇君
鈴木 克昌君 楠田 大蔵君
村越 祐民君 岸本 健君

厚生労働委員

辞任

補欠

井上 信治君 山際大志郎君
泉 健太君 楠田 大蔵君
楠田 大蔵君 寺田 学君
寺田 学君 和田 隆志君
山際大志郎君 井上 信治君
和田 隆志君 泉 健太君

経済産業委員

辞任

補欠

遠藤 利明君 田中 和徳君
嘉数 知賢君 鈴木 淳司君
竹本 直一君 寺田 稔君
望月 義夫君 葉梨 康弘君
大畠 章宏君 島田 久君

奥田 建君 大出 彰君

菊田まきこ君 若井 康彦君

渡辺 周君 山田 正彦君

鈴木 淳司君 馳 浩君

島田 久君 市村浩一郎君

若井 康彦君 橋本 清仁君

市村浩一郎君 大畠 章宏君

山田 正彦君 渡辺 周君

田中 和徳君 遠藤 利明君

寺田 稔君 竹本 直一君

葉梨 康弘君 望月 義夫君

馳 浩君 嘉数 知賢君

大出 彰君 奥田 建君

橋本 清仁君 菊田まきこ君

国土交通委員

辞任

補欠

室井 邦彦君 松木 謙公君

松木 謙公君 室井 邦彦君

(常任委員退職)

一、去る四日、決算行政監視委員都築讓君は退職された。

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

補欠

高木 義明君 牧野 聖修君

(議案提出)

一、去る四日、議員から提出した議案は次のとおりである。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案

(仙谷由人君外五名提出)

(議案付託)

一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律案(内閣提出第九号)

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第一〇号)

以上二件 内閣委員会 付託
特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

障害補償に係る障害の等級の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

以上二件 総務委員会 付託
独立行政法人日本原子力研究開発機構法案(内閣提出第一一号)

文部科学委員会 付託
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(仙谷由人君外十六名提出、衆法第四号)

アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別措置法案(内閣提出第一六号)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

以上三件 経済産業委員会 付託
住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

国土交通委員会 付託

一、去る五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(仙谷由人君外五名提出、衆法第五号)

(議案送付)

災害対策特別委員会 付託
一、去る四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案(第百五十九回国会内閣提出、本院継続審査)

一、去る四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(佐田玄一郎君外九名提出)

公共工事の品質確保の促進に関する法律案(古賀誠君外七名提出)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(仙谷由人君外十六名提出)

一、去る五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(仙谷由人君外五名提出)

(質問書提出)
一、去る四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

下地島空港に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)
北海道警察における国費及び北海道費流用に関する質問主意書(鉢呂吉雄君提出)

一、昨八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に関する質問主意書(首藤信彦君提出)

(答弁書受領)

一、去る五日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員金田誠一君提出米軍の再編(トランスフォーメーション)と日米安保の事前協議に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中根康浩君提出義務教育費国庫負担制度見直しに関する質問に対する答弁書

平成十六年十月十二日提出
質問 第一 号

米軍の再編(トランスフォーメーション)と日米安保の事前協議に関する質問主意書
提出者 金田 誠一

米軍の再編(トランスフォーメーション)と日米安保の事前協議に関する質問主意書
提出者 金田 誠一

米軍の再編(トランスフォーメーション)と日米安保の事前協議に関する質問主意書
提出者 金田 誠一

この米軍の再編が我が国の安全保障に直接関わることは、本年九月二日に開催された日米首脳会談において話題に上った(外務省ホームページ掲載「日米首脳会談の概要」(平成一六年九月二日))ことから明らかである。

そこでこの問題に関する政府の対応について以下質問する。
一 この問題に関する日本政府の基本方針を明らかにされたい。

かにされたい。

二 この問題に関する日米間の話し合いの経過及び現況について明らかにされたい。

三 米軍の再編に伴い在日米軍基地の移転・撤去・統合が行われる場合について以下の点を明らかにされたい。

1 これは日米安保条約における事前協議の対象となるのか。

2 対象となる場合の米軍再編の規模ないし条件。

3 条約上、この問題に関して日本側からの事前協議の発議は認められるのか。認められないとするのであれば、その理由を明らかにされたい。

4 条約上、この問題に関して日本側からの発議が認められないとするならば、安全保障問題に関する日米間の協議の場合(例えば安全保障協議会等)のいずれにおいて、この問題を日本側から取り上げるつもりであるのか。

四 日本政府は、米軍の再編に伴う在日米軍基地の移転・撤去・統合に関して、日米安保条約に基づく事前協議を発議する意思があるのか。仮に発議する意思がないのであれば、その理由を明らかにされたい。

五 この問題は、在日米軍基地の負担に苦しむ地元自治体、特に沖縄県の負担を軽減する絶好の機会と思われる。日本政府としては、在日米軍基地の負担軽減のために米国に何を求めるつもりであるのか。具体的な政府の構想を明らかにされたい。

右質問する。

右質問する。

内閣衆質一六一第一号

平成十六年十一月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員金田誠一君提出米軍の再編(トランスフォーメーション)と日米安保の事前協議に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員金田誠一君提出米軍の再編(トランスフォーメーション)と日米安保の事前協議に関する質問に対する答弁書

一について

アメリカ合衆国(以下「合衆国」という。)は、新たな安全保障環境における課題に対処するため、合衆国軍隊の全世界的な軍事態勢の見直し作業を行っており、我が国を含め、同盟国、友好国等と緊密に協議してきている。我が国に駐留する合衆国軍隊(以下「在日米軍」という。)の兵力構成の見直しに関する合衆国との協議においては、在日米軍が有している抑止力の維持とともに、在日米軍の施設及び区域が所在する地方公共団体の過重な負担の軽減が十分に念頭に置かれるべきであると考えており、このような観点から、合衆国政府との協議を進めていく考えである。

二について

日米政府間では、様々なレベルでの協議において、御指摘の問題も含め安全保障面の課題について緊密に協議してきている。在日米軍の兵力構成の見直しに関する日米政府間の協議の現状については、合衆国軍隊の軍事態勢の見直し

についての基本的考え方、地域の情勢認識や日米の役割と任務といった基本的な論点について包括的な議論を行いつつ、日米それぞれの考え方に係る理解を深めるための意見交換を行っている段階である。その中で種々の具体的な見直しのアイデアについても議論してきているが、提案のやりとりを行っているわけではない。個々の協議の経過や現況等については、合衆国政府との関係もあり、申し上げることはできないが、いずれにしても、在日米軍の兵力構成の見直しについては、双方が互いに受入れ可能な兵力構成について合意することを目的として協議を続けているところである。

三の1及び2について

二について述べたとおり、お尋ねの「在日米軍基地の移転・撤去・統合」を含め、在日米軍の兵力構成の見直しについては、日米政府間で協議が続いているところであり、現時点において何らかの具体的な見通しがついているわけではない。お尋ねの事前協議については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和三十五年条約第六号。以下「日米安保条約」という。)第六条の実施に関する交換公文にいう事前協議の主題に該当する場合があれば、合衆国側の日米安保条約上の義務として当然事前協議が行われることとなる。しかしながら、一について述べたとおり、今次の在日米軍の兵力構成の見直しに関する協議においては、在日米軍が有している抑止力の維持とともに、在日米軍の施設及び区域が所在する地方公共団体の過重な負担の軽減が十分に念頭に置か

れるべきであることを踏まえると、事前協議が必要な形で見直しがなされることは、およそ想定し難く、事前協議の対象となるような兵力構成の見直しを想定して、その規模や条件についてお答えすることは適当ではないと考える。

三の3について

三の1及び2について述べたとおり、事前協議が必要な形で今次の在日米軍の兵力構成の見直しがなされることは、およそ想定し難い。その上で、一般論として申し上げれば、事前協議は、合衆国が一定の行動をとろうとする場合に事前に我が国に対して協議を行わなければならないことを義務付けたものであつて、このような性格上、合衆国から提起すべきものでないことは当然である。

三の4について

二について述べたとおり、日米政府間では、様々なレベルでの協議において、在日米軍の兵力構成の見直しを含め、安全保障面の課題について緊密に協議してきており、今後も引き続き緊密に協議を行っていく所存である。

四について

三の1及び2について述べたとおり、お尋ねの「在日米軍基地の移転・撤去・統合」を含め、在日米軍の兵力構成の見直しについては、日米政府間で協議が続いているところであり、現時点において何らかの具体的な見通しがついているわけではない。お尋ねの事前協議については、日米安保条約第六条の実施に関する交換公文にいう事前協議の主題に該当する場合があ

れば、合衆国側の日米安保条約上の義務として当然事前協議が行われることとなるが、事前協議が必要な形で今次の在日米軍の兵力構成の見直しがなされることは、およそ想定し難い。なお、事前協議は、合衆国が一定の行動をとろうとする場合に事前に我が国に対して協議を行わなければならないことを義務付けたものであつて、このような性格上、合衆国から提起すべきものであり、我が国から合衆国に対し発議するものでないことは当然である。

いずれにせよ、在日米軍の兵力構成の見直しを含め、安全保障面の課題については、今後も引き続き日米政府間で緊密に協議を行っていく所存である。

五について

在日米軍の施設及び区域が所在する地元の方公共団体の負担については、政府としてこれを十分に認識している。在日米軍の兵力構成の見直しに関する合衆国との協議においては、在日米軍が有している抑止力の維持とともに、在日米軍の施設及び区域が所在する地方公共団体の過重な負担の軽減が十分に念頭に置かれるべきであると考えており、このような観点から、合衆国政府との協議を進めていく考えである。

平成十六年十月十二日提出
質 問 第 九 号

義務教育費国庫負担制度見直しに関する質問
主 意 書

提出者 中根 康浩

義務教育費国庫負担制度見直しに関する質問主意書

政府においては「三位一体改革」の中で、公立小中学校や盲・聾・養護学校小中学校の人員費の半分を国が負担する「義務教育費国庫負担制度」の廃止、縮小が検討されている。

従って、次の事項について質問する。

(1) 日本国憲法と教育基本法に「教育を受ける権利」と「教育の機会均等」が規定されている。このことの実現の保障が「義務教育費国庫負担制度」であると考えられる。いわば国が国民に対する約束を果たすための仕組みであると云える。義務教育費の負担を市町村や都道府県だけに求めることは「国の義務の放棄」であるとも考えられる。国家百年の大計を見通し「教育立国」たらしめるを得ないわが国において「三位一体」という言葉で数字あわせの犠牲として義務教育が供されてはならない。

他方教育の地方自治が大切であることも確かである。その意味で「総額裁量制」が導入されたものとする。国が義務教育の財政基盤を支えその上に自治体が独自性を発揮できるようにすることが憲法や教育基本法によって求められていると考える。憲法、教育基本法、教育の地方分権、総額裁量制導入といった視点をふまえて、政府の義務教育についての見解及び義務教育費国庫負担制度について、これを削減していこうとしている動きについて説明されたい。

(2) 全国知事会など地方の首長や議長でつくる

六団体が今年八月に政府に提出した補助金改革案の中で、将来的に義務教育国庫負担金を全廃して一般財源化しよう求めた。しかし他方ではこの一般財源化ということについて市町村議会等から反対を表明する意見書も数多く提出されている。地方議会等からの国庫負担堅持を求める内容の意見書の提出状況を明らかにした上で、政府として意見書というものをどの程度重要視しているかについて、答弁されたい。

内閣衆質一六一第九号

平成十六年十一月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員中根康浩君提出義務教育費国庫負担制度見直しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員中根康浩君提出義務教育費国庫負担制度見直しに関する質問に対する答弁書

(1) について

教育を受ける機会は、日本国憲法第二十六条第一項及び教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)第三条の規定により、すべての国民にひとしく、能力に応じて与えられなければならないものとされており、特に義務教育は、日本国憲法第二十六条第二項及び教育基本法第四条

等の規定により、無償とすること等とされている。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育について、義務教育無償の原則にのっとり、国民のすべてに対し、義務教育の妥当な規模と内容を保障するため、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的とするものである。

また、義務教育費国庫負担制度において、政府は、平成十六年度から、いわゆる総額裁量制を導入し、義務教育に必要な経費の財源を国が保障しつつ、教職員の給与や配置についての地方公共団体の自由度を拡大することにより、これまで以上に地方公共団体の創意工夫をいかした義務教育の実施を可能としている。

義務教育費国庫負担制度を含む国庫補助負担金の改革については、現在、政府において検討しているところである。

(2) について

平成十六年度においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条の規定により、平成十六年十月二十九日までに、千九十九の地方公共団体の議会から文部科学大臣あてに義務教育費国庫負担制度の堅持を求める内容の意見書が提出されている。

地方自治法第九十九条の規定により、関係行政庁に提出された地方公共団体の議会の意見書は、提出を受けた当該行政庁において誠実に処理されるべきものである。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

平成十六年十月十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

関税暫定措置法の一部を改正する法律

関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第七条の八第一項第二号イ中「第六項」の下に「並びに次条第一項第二号イ及びロ、第六項並びに第十項第二号イ及びロ」を加え、同条の次の一条を加える。

(メキシコ)の特定の貨物に係る関税の緊急措置
第七条の九 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(以下「メキシコ協定」という。)に基づく関税の譲許(以下この条において単に「譲許」という。)による特定の種類の貨物(メキシコ協定第五条一の規定に基づき譲許の便益の適用を受けるものに限る。)の輸入の増加の事実(第八項及び第十項において「メキシコ特定貨物の輸入増加の事実」という。)があり、当該貨物の輸入の増加が重要な原因となつて、これと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある事実(第八項及び第十項において「本邦の産業に与える重大な損害等の事実」という。)がある場合において、国民経済上緊急に必要があると認められるときは、メキシコ協定第五十三条一及び二の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物

及び期間(第十項の規定により指定された期間と通算して三年以内に限り)を指定し、次の措置をとることができる。 一 指定された貨物についてメキシコ協定附属書一の日本国の表に基づき更なる関税率の引下げを行うものとされている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、更なる関税率の引下げを行わないものとする。	定に基づき、政令で定めるところにより、同項の規定により指定された期間を第十項の規定により指定された期間と通算して四年以内に限り延長することができる。 4 政府は、前項の規定に基づき、第一項の規定により指定された期間を第十項の規定により指定された期間と通算して三年を超えて延長する場合においては、メキシコ協定第五十三条の五の規定に基づき、当該措置を段階的に緩和するものとする。	とに行わなければならない。 8 政府は、メキシコ特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。 9 前項の調査は、当該調査を開始した日から一年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由により必要があると認められる場合には、その期間を六月以内に限り延長することができる。	の数量若しくは額を超えるものにつき、次のうちいずれか低い税率の範囲内において関税率を引き上げること。 イ 実行税率 ロ メキシコ協定の効力発生の日の前日における実行税率
二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、次のうちいずれか低い税率の範囲内において関税率を引き上げること。 イ 実行税率 ロ メキシコ協定の効力発生の日の前日における実行税率	5 特定の貨物につき第一項の規定による措置をとる場合又はつた場合には、メキシコ協定第五十三条の九に規定する協議により、政令で定めるところにより、当該貨物以外の貨物で譲許がされているものにつきその譲許を修正し、又は譲許がされていないものにつき新たに譲許をし、その修正又は譲許をした後の税率を適用することができる。	10 政府は、第八項の調査が開始された場合において、その調査の完了前においても、十分な証拠により、メキシコ特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実を推定することができ、国民経済上特に緊急に必要があると認められるときは、メキシコ協定第五十四条の一及び四の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間(二百日以内に限り)を指定し、次の措置をとることができる。	11 政府は、第八項の調査が終了したときは、第一項の規定による措置をとる場合を除き、前項の規定により課された関税を当該調査が終了した日から六十日以内に還付しなければならない。同項の規定により課された関税の額が、同項の規定による措置がとられていた期間内に輸入される同項の規定により指定された貨物につき、第一項の規定により関税が課されるものとした場合に課される関税の額を超える場合における当該課税部分の関税についても、同様とする。
2 前項の規定による措置をとる場合において、特別の理由により必要があると認められるときは、メキシコ協定第五十三条の五の規定に基づき、当該措置につき第十項の規定により指定された期間と通算して三年を超えて四年以内の期間を指定することができる。この場合においては、当該措置は、当該指定しようとする期間内において段階的に緩和されたものでなければならない。	6 メキシコにおいてメキシコ協定第五十三条の二及び三の規定による措置(次項において「メキシコの緊急措置」という。)がとられた場合には、メキシコ協定第五十三条の十一の規定に基づき、政令で定めるところにより、譲許がされている貨物を指定し、その貨物の全部又は一部につき譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課することができる。	12 第一項の規定による措置がとられていた貨物については、これらの措置が終了した日からこれらの措置がとられていた期間に相当する期間又は一年間のいずれか長い期間を経過した日以後でなければ、同項又は第十項の規定による措置をとることができない。	13 政府は、メキシコ協定の効力発生の日から起算して十年を経過する日までの間に限り、第一項又は第十項の規定による措置をとることができる。
3 第一項の規定による措置がとられている場合において、特別の理由により必要があると認められるときは、メキシコ協定第五十三条の五の規定	7 前二項の規定による措置は、それぞれその効果が第一項の規定による措置の補償又はメキシコの緊急措置に対する対抗措置として必要な限度を超えず、かつ、その国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするような配慮のもと	二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定	14 第八条の七第一項、第二項及び第四項並びに第八条の八第一項に規定する譲許の便益の適用を受ける物品については、第一項又は第十項の規定は、適用しない。

15 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
第八条の四第一項中「この項の下に」及び第八条の七第四項を加える。

第八条の七の見出しを「(輕減税率等の適用手続)」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第八条の九とする。

2 メキシコ協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が特定の用途に供するものであることを要件としている物品で政令で定めるものについて、その譲許の便益の適用を受けようとする者は、政令で定める手続をしなければならない。

第八条の六の次に次の二条を加える。
(メキシコ協定に基づく関税割当制度等)

第八条の七 メキシコ協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品(次項及び次条に規定する物品を除く。)については、その譲許の便益は、当該一定の数量の範囲内において、当該物品の使用の実績及び見込みその他国民経済上の必要な考慮に基づいて政府が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で平成二十二年三月三十一日までに輸入するものに適用する。

2 メキシコ協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品のうち輸出国が発給する証明書に基づき輸入国が割当てを行うこととされているもの(次条に規定する物品を除く。)については、その譲許の便益は、当該一定の数量の範囲内において、メキシコが発給する証明書に基づいて

政府が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で平成二十二年三月三十一日までに輸入するものに適用する。

3 前二項の割当ての方法、割当てを受ける手続その他前二項の規定の適用に關して必要な事項は、政令で定める。

4 平成二十三年度までの各年度において、メキシコ協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品について、その輸入額が、当該一定の額を超えることとなつたときは、財務大臣は、その超えることとなつた物品及びその超えることとなつた月を告示するものとし、当該月の翌々月の初日から当該年度の末日までに輸入申告(当該譲許の便益の適用を受けることができるものとされていた期間中に蔵入れ申請等がされた物品に係るものを除くものとし、関税法第七十六条第三項(郵便物を受け取つた旨の通知)の規定による通知を含む。)又は蔵入れ申請等がされるものについては、当該譲許の便益は、適用しない。

5 前項の輸入額は、関税法第二百二条第一項第一号の統計の数値又は当該統計の作成方法に準じて、メキシコ協定附属書一の日本国の表において同一の注釈番号が付されている物品ごとに毎月集計し、これを順次加算して算出するものとする。

(メキシコ協定に基づく市場の開拓等を目的とした関税割当制度)
第八条の八 メキシコ協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の数量を限度として

定められている物品のうち輸出国が市場の開拓及び販売の促進を目的として発給する証明書に基づき輸入国が市場の開拓及び販売の促進を目的として割当てを行うこととされているものについては、その譲許の便益は、当該一定の数量の範囲内において、当該物品の使用の実績及び見込みその他国民経済上の必要な考慮並びにメキシコが発給する証明書に基づいて政府が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で平成十九年三月三十一日までに輸入するものに適用する。

2 前項の割当ての方法、割当てを受ける手続その他同項の規定の適用に關して必要な事項は、政令で定める。
第九条中「前条の輕減税率」を「前条第一項の輕減税率若しくは同条第二項の譲許の便益」に、「又は輕減税率を若しくは輕減税率若しくは譲許の便益」に改める。

第十条第二号中「第八条の七の輕減税率」を「第八条の九第一項の輕減税率又は同条第二項の譲許の便益」に改め、「当該輕減税率」の下に「又は当該譲許の便益による税率」を加える。

第十条の二中「第八条の七の輕減税率」を「第八条の九第一項の輕減税率若しくは同条第二項の譲許の便益」に改め、「若しくは輕減税率」の下に「若しくは譲許の便益」を加える。

第十一条第一項中「第八条の七の輕減税率」を「第八条の九第一項の輕減税率若しくは同条第二項の譲許の便益」に、「第七条第一項又は第八条の七」を「第七条第一項、第八条の九第一項又は同条第二項」に、「又は輕減税率の適用を受けた貨物」を「輕減税率の適用を受けた貨物」又は「関

税の譲許の便益の適用を受けた貨物」に改める。
別表第一中「第八条の七」を「第八条の九」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。

(輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律の一部改正)

第二条 輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項に次の一号を加える。

五 関税暫定措置法第七条の九第十一項(メキシコの特定の貨物に係る暫定緊急措置に係る関税の還付)

第十四条第二項中「第三号及び第四号」を「及び第三号から第五号まで」に改める。

理 由

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を実施するため、同協定で定められた関税の緊急措置及び関税割当制度の導入等に関し、関税暫定措置法について所要の改正を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、経済上の連携の強化に関する日本国

とメキシコ合衆国との間の協定(以下「協定」という。)を実施するため、関税制度について所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 メキシコの特定の貨物に係る関税の緊急措置の導入

関税の撤廃・引下げによるメキシコ産品の輸入量の増加が原因となつて、国内産業に重大な損害を与える場合等に、メキシコ産品の関税率を引き上げること等ができることとするための関税の緊急措置に係る規定の整備を行うこととする。

2 協定に基づく関税割当制度の導入等

メキシコに対して一定の数量等を限度として関税の撤廃・引下げをする物品について、当該数量等の範囲内での輸入に限つて、協定に基づく税率を適用することとするための関税割当に係る規定の整備を行うこととする。

3 その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

4 施行期日

この法律は、協定の効力発生の日から施行することとする。

二 議案の可決理由

本案は、協定を実施するため、協定で定められた関税の緊急措置及び関税割当制度の導入等に関し、所要の改正を行おうとするもので、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

平成十六年十一月九日 衆議院会議録第九号

平成十六年十一月五日

財務金融委員長 金田 英行
衆議院議長 河野 洋平殿

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律案

国会に提出する。

平成十六年十月十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 特定原産地証明書の発給等(第三条―

第七条)

第三章 指定発給機関(第八条―第二十五条)

第四章 特定原産地証明書の発給の決定の取消

し等(第二十六条―第二十九条)

第五章 雑則(第三十条―第三十二条)

第六章 罰則(第三十三条―第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(以下「日メキシコ協定」という。)の適確な実施を確保するため、特定原産地証明書の発給等を適正か

つ確実に行うための措置を講じ、もつて我が国の輸出貿易の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定原産品」とは、日メキシコ協定第四章の規定に基づき原産品とされる物品をいう。

2 この法律において「特定原産地証明書」とは、

物品が特定原産品であることをメキシコ合衆国の税関当局(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)、関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)その他の関税に関する法律に相当する法令を執行する当局をいう。以下同じ。)に対し証明する書類であつて、経済産業大臣が発給し、又は日メキシコ協定に基づく国の事務として第八条第一項の指定発給機関が発給するものをいう。

第二章 特定原産地証明書の発給等

(特定原産地証明書の発給の申請)

第三条 メキシコ合衆国に輸出しようとする物品について、その輸出をしようとする者その他経済産業省令で定める者は、経済産業大臣に対し、特定原産地証明書の発給を申請することができる。

2 前項の発給を受けようとする者(以下「発給申請者」という。)は、経済産業省令で定める事項を記載した申請書(以下単に「申請書」という。)に、同項の物品が特定原産品であることを明らかにする資料を添えて、これを経済産業大臣に提出しなければならない。

3 第一項の申請の手続及び申請書の様式に関し

必要な事項は、経済産業省令で定める。

(特定原産地証明書の発給)

第四条 経済産業大臣は、前条第一項の申請があつた場合には、経済産業省令で定めるところにより審査を行い、同項の物品が特定原産品であると認めるときは、遅滞なく、経済産業省令で定める標準を付した特定原産地証明書を発給しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の発給に際し、特定原産地証明書の発給を受ける者に、その者が日メキシコ協定上留意すべき事項として経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、特定原産地証明書の様式及び発給、再発給その他の手続に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

(申請書の保存)

第五条 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、発給申請者から提出された申請書及び資料を保存しなければならない。

(特定原産品でなかったこと等の通知)

第六条 特定原産地証明書の発給を受けた者(以下「証明書受給者」という。)は、当該特定原産地証明書の発給を受けた日以後経済産業省令で定める期間を経過する日までの間において次に掲げる事実を知つたときは、経済産業大臣その他経済産業省令で定める者に対し、遅滞なくその旨を書面により通知しなければならない。ただし、その事実が第二号又は第三号に掲げるものであつて経済産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書
基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律案及び同報告書

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に

官 報 (号 外)

一 当該特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったこと。 二 前号に掲げるもののほか、当該証明書受給者が提出した申請書の記載又は資料の内容に誤りがあったことにより当該特定原産地証明書の記載に誤りが生じたこと。 三 当該特定原産地証明書に記載された事項に変更があったこと。 (書類の保存) 第七条 証明書受給者は、特定原産地証明書の発給を受けた物品に関する書類で経済産業省令で定めるものを、当該特定原産地証明書の発給を受けた日以後経済産業省令で定める期間を経過する日までの間、保存しなければならない。	務をいう。以下この項において同じ。)の区分に係る指定を受けた者、第二十条の規定により発給事務の一部を休止し、若しくは廃止した者、第二十一条の規定により発給事務の一部の停止を命ぜられた者又は天災その他の事由により発給事務の一部を実施することが困難となった者にあつては、当該物品に係る発給事務を行うことができるものに限る。以下この章において同じ。)と、同条第二項、第四条第一項及び第二項並びに第五条中「経済産業大臣」とあるのは「指定発給機関」と、第六条中「経済産業大臣」とあるのは当該特定原産地証明書を発給した指定発給機関とする。 (指定) 第九条 前条第一項の規定による指定(以下単に「指定」という。)は、経済産業省令で定める区分ごとに、経済産業省令で定めるところにより、発給事務を行うおとする者の申請により行う。(欠格事項) 第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 二 第二十一条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者 三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの(指定の基準) 第十一条 経済産業大臣は、第九条の規定により	指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。 一 当該申請に係る発給事務を適確かつ円滑に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものとして、経済産業省令で定める基準に適合するものであること。 二 特定の者に支配されていないものその他発給事務の実施が公正になるおそれがないものとして、経済産業省令で定める基準に適合するものであること。 三 日メキシコ協定の円滑な実施を妨げるものでないこと。 (指定の更新) 第十二条 指定は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。 2 前三条の規定は、前項の指定の更新について準用する。 (変更の届出) 第十三条 指定発給機関は、その名称若しくは住所又は発給事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。 (発給事務規程) 第十四条 指定発給機関は、発給事務に関する規程(以下「発給事務規程」という。)を定め、発給事務の開始前に、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	2 発給事務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。 3 経済産業大臣は、第一項の認可をした発給事務規程が発給事務の公正な遂行上不適当となつたと認めるときは、指定発給機関に対し、その発給事務規程を変更すべきことを命ずることができる。 (帳簿の記載) 第十五条 指定発給機関は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、特定原産地証明書の発給に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。 (秘密保持義務等) 第十六条 指定発給機関の役員(法人でない指定発給機関にあつては、当該指定を受けた者。次項、第二十六条第五項及び第三十八条において同じ。)若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、発給事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。 2 発給事務に従事する指定発給機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。 (適合命令) 第十七条 経済産業大臣は、指定発給機関が第十条各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該指定発給機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 (改善命令) 第十八条 経済産業大臣は、指定発給機関が第八
(指定発給機関による発給事務) 第八条 経済産業大臣は、その指定する者(以下「指定発給機関」という。)に、特定原産地証明書の発給に関する事務(以下「発給事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。 2 経済産業大臣は、前項の規定により指定発給機関に発給事務の全部又は一部を行わせるときは、特定原産地証明書の発給を受けようとする者が確実にその発給を受ける機会を確保するため特に必要があると認めるときを除き、当該発給事務の全部又は一部を行わないものとする。 3 指定発給機関が発給事務を行う場合における前章の規定の適用については、第三条第一項中「経済産業大臣」とあるのは「指定発給機関(第八条第一項の指定発給機関をいい、第九条の規定により一部を発給事務(第八条第一項の発給事務			

条第三項の規定により読み替えて適用する第四条の規定に違反していると認めるときその他発給事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該指定発給機関に対し、発給事務を行うべきこと又は発給事務の実施の方法その他の事務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(経済産業大臣への報告)

第十九条 指定発給機関は、第八条第三項の規定により読み替えて適用する第六条の規定により証明書受給者から通知を受けたときは、経済産業大臣に対し、直ちに、その旨を報告しなければならない。

(事務の休廃止)

第二十条 指定発給機関は、経済産業大臣の許可を受けなければ、発給事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第二十一条 経済産業大臣は、指定発給機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて発給事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 第十三条、第十五条、第十九条、前条又は第二十六条第四項の規定に違反したとき。

三 第十四条第一項の認可を受けた発給事務規程によらないで発給事務を行ったとき。

四 第十四条第三項、第十七条又は第十八条の規定による命令に違反したとき。

五 正当な理由がないのに第三十条第二項の規定による求めに応じなかったとき。

六 不正の手段により指定を受けたとき。

(発給事務の引継ぎ等)

第二十二条 次に掲げる場合であつて、経済産業大臣が発給事務の全部又は一部を自ら行う場合における発給事務の引継ぎその他の必要な事項については、経済産業省令で定める。

一 指定発給機関が第二十条の許可を受けて発給事務の全部又は一部を休止し、又は廃止した場合

二 前条の規定により指定を取り消し、又は指定発給機関に対し発給事務の全部若しくは一部の停止を命じた場合

三 指定発給機関が天災その他の事由により発給事務の全部又は一部を実施することが困難となった場合

(指定発給機関に対する立入検査等)

第二十三条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定発給機関に対し、発給事務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定発給機関の事務所に立ち入り、発給事務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(公示)

第二十四条 経済産業大臣は、指定をしたとき

は、指定発給機関の名称及び住所、発給事務を行う事務所の所在地並びに指定発給機関が行う発給事務の区分を官報に公示しなければならない。

2 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第十三条の規定による届出があつたとき。

二 第二十条の許可をしたとき。

三 第二十一条の規定により指定を取り消し、又は発給事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 経済産業大臣が発給事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた発給事務の全部若しくは一部を行わな

いこととするとき。

(指定発給機関がした処分等に係る不服申立て)

第二十五条 指定発給機関が行う特定原産地証明書の発給に係る処分又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣に対し、行政不服審査法昭和三十一年法律第六十号による審査請求をすることができる。

第四章 特定原産地証明書の発給の決定の取消し等

(証明書受給者の報告等)

第二十六条 経済産業大臣は、第六条各号に掲げる事実について確認するため必要な限度において、証明書受給者に対して必要な報告を求め、又はその職員をして証明書受給者について、当該証明書受給者の同意を得て、実地に第七条に規定する書類を検査させることができる。

2 経済産業大臣は、指定発給機関が特定原産地

証明書を発給した場合には、当該特定原産地証明書を発給した指定発給機関に、前項の規定による報告を求めさせ、又は検査を行わせることができる。

3 経済産業大臣は、前項の規定により指定発給機関に報告を求めさせ、又は検査を行わせる場合には、当該指定発給機関に対し、当該報告を求める事項その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

4 指定発給機関は、前項の指示に従つて第二項に規定する報告を求め、又は検査を行ったときは、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

5 指定発給機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第二項に規定する報告又は検査に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(特定原産地証明書の発給の決定の取消し)

第二十七条 経済産業大臣は、特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったと認めるときは、当該特定原産地証明書の発給の決定を取り消さなければならない。

2 経済産業大臣は、特定原産地証明書の発給を受けた証明書受給者が、正当な理由がなく、前条第一項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、当該特定原産地証明書の発給の決定を取り消すことができる。

(取消しの通報)

第二十八条 経済産業大臣は、前条の規定により特定原産地証明書の発給の決定を取り消したと

きは、メキシコ合衆国の税関当局に対し、速やかにその旨を通報しなければならない。ただし、その通報をする前に当該特定原産地証明書の返納を受けたときは、この限りでない。

(特定原産地証明書の返納)

第二十九条 第二十七条の規定により特定原産地証明書の発給の決定が取り消された場合には、現に当該特定原産地証明書を所持する証明書受給者は、遅滞なく、その特定原産地証明書を経済産業大臣に返納しなければならない。

第五章 雑則

(メキシコ合衆国の税関当局に対する情報提供等)

第三十条 経済産業大臣は、メキシコ合衆国に特定原産地証明書の発給を受けた物品が輸出された場合において、メキシコ合衆国の税関当局から当該物品が特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求められた場合には、政令で定める期間内に、その求めに応じなければならない。ただし、当該求めに応じて提供しようとする情報に証明書受給者その他の関係者に関する情報が含まれている場合において、当該情報をメキシコ合衆国の税関当局に提供することについてその者の同意がない場合は、この限りでない。

2 経済産業大臣は、メキシコ合衆国の税関当局から前項の情報の提供を求められた場合には、当該求めに応ずるために必要かつ適当であると認められる範囲内において、当該特定原産地証明書を発給した指定発給機関に対し、期限を付けて、報告又は資料の提出を求めることができる。

3 経済産業大臣は、証明書受給者が第六条の規定に違反して同条各号に掲げる事実を通知していないことを知ったときは、経済産業省令で定める者に対し、速やかにその旨を通報しなければならない。

(標準の使用制限)

第三十一条 何人も、第四条第一項第八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。に規定する場合を除くほか、原産地証明書(物品が我が国を原産地とすること又は特定原産品であること若しくは日メキシコ協定第四章の規定に相当する他の国際約束の規定に基づき原産品とされるものであることを外国の税関当局に対し証明する書類をいう。)に第四条第一項に規定する標準又はこれと紛らわしい標準を付してはならない。

(手数料)

第三十二条 発給申請者は、経済産業大臣の行う特定原産地証明書の発給にあつては実費を勘案して政令で定める額の、指定発給機関の行う特定原産地証明書の発給にあつては実費を勘案して政令で定めるところにより指定発給機関が経済産業大臣の認可を受けて定める額の手料を納付しなければならない。

2 前項の手料は、経済産業大臣の行う特定原産地証明書の発給を受けようとする者の納付するものについては国庫の、指定発給機関の行う特定原産地証明書の発給を受けようとする者の納付するものについては当該指定発給機関の収入とする。

第六章 罰則

第三十三条 第十六条第一項又は第二十六条第五

項の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十四条 第三十一条の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十五条 経済産業大臣又は指定発給機関に対し、特定原産地証明書の発給を受けるに当たり虚偽の申請書又は虚偽の資料を提出した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十六条 証明書受給者が、特定原産地証明書の発給を受けた日以後第六条の経済産業省令で定める期間を経過する日までの間において当該特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったことを知ったにもかかわらず、経済産業大臣(当該特定原産地証明書が指定発給機関により発給されたものであるときは、当該指定発給機関)に対し、遅滞なくその旨を書面により通知しなかったときは、三十万円以下の罰金に処する。

第三十七条 第二十九条の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十八条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定発給機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第三項の規定により読み替えて適用する第五条の規定に違反したとき。

二 第二十条の許可を受けずに発給事務の全部を廃止したとき。

三 第二十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避

し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条から第三十七条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、日メキシコ協定の効力発生の日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(準備行為)

第二条 指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、第九条から第十一条まで、第十四条第一項及び第二項並びに第二十四条第一項の規定の例により行うことができる。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第三章の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理 由

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の適確な実施を確保するため、メキシコ合衆国に輸出しようとする物品に係

る特定原産地証明書の発給等を適正かつ確実に行うための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(以下「日メキシコ協定」という。)の適確な実施を確保するため、メキシコ合衆国に輸出しようとする物品について関税上の特惠待遇を受ける際に必要となる原産地証明書の発給等を適正かつ確実に行うための措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 メキシコ合衆国に輸出しようとする物品について、日メキシコ協定に基づく特定原産品であることをメキシコ合衆国の税関当局に対し証明する特定原産地証明書について、その発給等の手続を定めるとともに、その発給の決定の取消し等に関する規定を整備すること。
- 2 経済産業大臣は、指定発給機関に特定原産地証明書の発給の事務を行わせることができることとし、その指定に関する手続を定めるとともに、指定発給機関に対する監督等に関する規定を整備すること。
- 3 この法律は、一部の規定を除き、日メキシコ協定の効力発生の日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の適確な実施を確保するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成十六年十一月五日

経済産業委員長 河上 覃雄

衆議院議長 河野 洋平殿

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案

右国会に提出する。

平成十六年十月十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条―第四条)
 - 第二章 認証紛争解決手続の業務
 - 第一節 民間紛争解決手続の業務の認証(第五条―第十三条)
 - 第二節 認証紛争解決事業者の業務(第十四条―第十九条)
 - 第三節 報告等(第二十条―第二十四条)
 - 第三章 認証紛争解決手続の利用に係る特例(第二十五条―第二十七条)
 - 第四章 雑則(第二十八条―第三十一条)
 - 第五章 罰則(第三十二条―第三十四条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、裁判外紛争解決手続(訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。以下同じ。)が、第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続として重要なものとなつていくことにかんがみ、裁判外紛争解決手続についての基本理念及び国等の責務を定めるとともに、民間紛争解決手続の業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効の中断等に係る特例を定めてその利便の向上を図ること等により、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、もって国民の権利利益の適切な実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 民間紛争解決手続 民事事業者が、紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続をいう。ただし、法律の規定により指定を受け、た者が当該法律の規定による紛争の解決の業務として行う裁判外紛争解決手続で政令で定めるものを除く。

二 手続実施者 民間紛争解決手続において和解の仲介を実施する者をいう。

三 認証紛争解決手続 第五条の認証を受けた業務として行う民間紛争解決手続をいう。

四 認証紛争解決事業者 第五条の認証を受け、認証紛争解決手続の業務を行う者をいう。

(基本理念等)

第三条 裁判外紛争解決手続は、法による紛争の解決のための手続として、紛争の当事者の自主的な紛争解決の努力を尊重しつつ、公正かつ適正に実施され、かつ、専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図るものでなければならぬ。

2 裁判外紛争解決手続を行う者は、前項の基本理念にのっとり、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。

(国等の責務)

第四条 国は、裁判外紛争解決手続の利用の促進を図るため、裁判外紛争解決手続に関する内外の動向、その利用の状況その他の事項についての調査及び分析並びに情報の提供その他の必要な措置を講じ、裁判外紛争解決手続についての国民の理解を増進させるように努めなければならない。

2 地方公共団体は、裁判外紛争解決手続の普及が住民福祉の向上に寄与することにかんがみ、国との適切な役割分担を踏まえつつ、裁判外紛争解決手続に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第二章 認証紛争解決手続の業務

第一節 民間紛争解決手続の業務の認証
(民間紛争解決手続の業務の認証)

第五条 民間紛争解決手続を業として行う者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む)は、その業務について、法務大臣の認証を受けることができる。

(認証の基準)

第六条 法務大臣は、前条の認証の申請をした者(以下「申請者」という。)が行う当該申請に係る民間紛争解決手続の業務が次に掲げる基準に適合し、かつ、申請者が当該業務を行うのに必要な知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであると認めるときは、当該業務について認証をするものとする。

一 その専門的な知見を活用して和解の仲介を行う紛争の範囲を定めていること。

二 前号の紛争の範囲に対応して、個々の民間紛争解決手続において和解の仲介を行うのにふさわしい者を手続実施者として選任することができること。

三 手続実施者の選任の方法及び手続実施者が紛争の当事者と利害関係を有することその他の民間紛争解決手続の公正な実施を妨げるおそれがある事由がある場合において、当該手続実施者を排除するための方法を定めていること。

四 申請者の実質的支配者等(申請者の株式の所有、申請者に対する融資その他の事由を通じて申請者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして法務省令で定める者をいう。以下この

号において同じ。)又は申請者の子会社等(申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして法務省令で定める者をいう。)を紛争の当事者とする紛争について民間紛争解決手続の業務を行うこととしている申請者にあつては、当該実質的支配者等又は申請者が手続実施者に対して不当な影響を及ぼすことを排除するための措置が講じられていること。

五 手続実施者が弁護士でない場合(司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)第三条第一項第七号に規定する紛争について行う民間紛争解決手続において、手続実施者が同条第二項に規定する司法書士である場合を除く)において、民間紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、弁護士等の助言を受けることができるようにするための措置を定めていること。

六 民間紛争解決手続の実施に際して行う通知について相当な方法を定めていること。

七 民間紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行について定めていること。

八 紛争の当事者が申請者に対し民間紛争解決手続の実施の依頼をする場合の要件及び方法を定めていること。

九 申請者が紛争の一方の当事者から前号の依頼を受けた場合において、紛争の他方の当事者に対し、速やかにその旨を通知するとともに、当該紛争の他方の当事者がこれに応じて民間紛争解決手続の実施を依頼するか否かを確認するための手続を定めていること。

十 民間紛争解決手続において提出された資料の保管、返還その他の取扱いの方法を定めていること。

十一 民間紛争解決手続において陳述される意見又は提出され、若しくは提示される資料に含まれる紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。第十六条に規定する手続実施記録に記載されているこれらの秘密についても、同様とする。

十二 紛争の当事者が民間紛争解決手続を終了させるための要件及び方法を定めていること。

十三 手続実施者が民間紛争解決手続によつては紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該民間紛争解決手続を終了し、その旨を紛争の当事者に通知することを定めていること。

十四 申請者(法人にあつてはその役員、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつてはその代表者又は管理人)、その代理人、使用人その他の従業者及び手続実施者について、これらの者が民間紛争解決手続の業務に関し知り得た秘密を確実に保持するための措置を定めていること。

十五 申請者(手続実施者を含む)が支払を受ける報酬又は費用がある場合には、その額又は算定方法、支払方法その他必要な事項を定めており、これが著しく不当なものでないこと。

十六 申請者が行う民間紛争解決手続の業務に

関する苦情の取扱いについて定めていること。

(欠格事由)

第七条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、第五条の認証を受けることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 民間紛争解決手続の業務に関し成年者と同様の行為能力を有しない未成年者

三 破産者で復権を得ないもの

四 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五 この法律又は弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

六 第二十三条第一項又は第二項の規定により認証を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

七 認証紛争解決事業者で法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第九号、次条第二項第一号、第十三条第一項第三号及び第十七条第三項において同じ。)であるものが第二十三条第一項又は第二項の規定により認証を取り消された場合において、その取消しの日前六十日以内にその役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。第九号において同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの

八 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。) 九 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるもの 十 個人でその政令で定める使用人のうちに第一号から第八号までのいずれかに該当する者のあるもの 十一 暴力団員等をその民間紛争解決手続の業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用するおそれのある者 十二 暴力団員等がその事業活動を支配する者(認証の申請) 第八条 第五条の認証の申請は、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出してしなければならない。	基本約款を記載した書類 二 その申請に係る民間紛争解決手続の業務の内容及びその実施方法を記載した書類 三 その申請に係る民間紛争解決手続の業務に関する事業報告書又は事業計画書 四 申請者の財産目録、貸借対照表、収支計算書又は損益計算書その他の当該申請に係る民間紛争解決手続の業務を行うのに必要な経理的基礎を有することを明らかにする書類であつて法務省令で定めるもの 五 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める書類 3 第五条の認証の申請をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。 (認証に関する意見聴取) 第九条 法務大臣は、第五条の認証の申請に対する処分をしようとする場合又は当該申請に対する処分についての異議申立てに対する決定をしようとする場合には、あらかじめ、申請者が法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であるときはこれらの法人を所管する大臣に、申請者が設立に関し許可又は認可を受けている法人であるときはその許可又は認可をした大臣又は国家公安委員会に、それぞれ協議しなければならない。	有無について、警察庁長官の意見を聴かなければならない。 3 法務大臣は、第一項に規定する処分又は決定をしようとする場合には、法務省令で定めるところにより、次条第一項に規定する認証審査参与員の意見を聴かなければならない。 (認証審査参与員) 第十条 法務省に、第五条の認証の申請及び当該申請に対する処分についての異議申立て、第十二条第一項の変更の認証の申請及び当該申請に対する処分についての異議申立て並びに第二十三条第二項の規定による認証の取消し及び当該取消しについての異議申立てに関し、法務大臣に対し、専門的な知識経験に基づく意見を述べさせるため、認証審査参与員若干人を置く。 2 認証審査参与員は、行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)第四十八条において準用する同法第二十五条第一項ただし書の規定による異議申立人又は参加人の意見の陳述に係る手続に立ち会い、及びこれらの者に直接問いを発することができ。 3 認証審査参与員は、民間紛争解決手続に関する専門的な知識経験を有する者のうちから、法務大臣が任命する。 4 認証審査参与員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。 5 認証審査参与員は、非常勤とする。 (認証の公示等) 第十一条 法務大臣は、第五条の認証をしたときは、認証紛争解決事業者の氏名又は名称及び住所を官報で公示しなければならない。	2 認証紛争解決事業者は、認証紛争解決手続を利用し、又は利用しようとする者に適正な情報を提供するため、法務省令で定めるところにより、認証紛争解決事業者である旨並びにその認証紛争解決手続の業務の内容及びその実施方法に係る事項であつて法務省令で定めるものを、認証紛争解決手続の業務を行う事務所において見やすいように掲示しなければならない。 3 認証紛争解決事業者でない者は、その名称中に認証紛争解決事業者であると誤認されるおそれのある文字を用い、又はその業務に関し、認証紛争解決事業者であると誤認されるおそれのある表示をしてはならない。 (変更の認証) 第十二条 認証紛争解決事業者は、その認証紛争解決手続の業務の内容又はその実施方法を変更しようとするときは、法務大臣の変更の認証を受けなければならない。ただし、法務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。 2 前項の変更の認証を受けようとする者は、法務省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を法務大臣に提出しなければならない。 3 前項の申請書には、変更後の業務内容及びその実施方法を記載した書類その他法務省令で定める書類を添付しなければならない。 4 第六条、第八条第三項及び前条第一項の規定は第一項の変更の認証について、第九条第一項及び第三項の規定は第一項の変更の認証の申請に対する処分をしようとする場合及び当該処分についての異議申立てに対する決定をしようとする場合について、それぞれ準用する。	八 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。) 九 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるもの 十 個人でその政令で定める使用人のうちに第一号から第八号までのいずれかに該当する者のあるもの 十一 暴力団員等をその民間紛争解決手続の業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用するおそれのある者 十二 暴力団員等がその事業活動を支配する者(認証の申請) 第八条 第五条の認証の申請は、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出してしなければならない。
平成十六年十一月九日 衆議院会議録第九号	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案及び同報告書	平成十六年十一月九日 衆議院会議録第九号	平成十六年十一月九日 衆議院会議録第九号	平成十六年十一月九日 衆議院会議録第九号

官 報 (号 外)

(変更の届出)

第十三条 認証紛争解決事業者は、次に掲げる変更があつたときは、法務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を法務大臣に届け出なければならぬ。

一 氏名若しくは名称又は住所の変更

二 認証紛争解決手続の業務の内容又はその実施方法についての前条第一項ただし書の法務省令で定める軽微な変更

三 法人にあつては、定款、寄付行為その他の基本約款(前二号に掲げる変更に係るものを除く。)の変更

四 前三号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項の変更

2 法務大臣は、前項第一号に掲げる変更について同項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第二節 認証紛争解決事業者の業務

(説明義務)

第十四条 認証紛争解決事業者は、認証紛争解決手続を実施する契約の締結に先立ち、紛争の当事者に対し、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項について、これを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を提供して説明をしなければならない。

- 一 手続実施者の選任に関する事項
- 二 紛争の当事者が支払う報酬又は費用に関する事項

三 第六条第七号に規定する認証紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行

四 前三号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

(暴力団員等の使用の禁止)

第十五条 認証紛争解決事業者は、暴力団員等を業務に従事させ、又は業務の補助者として使用してはならない。

(手続実施記録の作成及び保存)

第十六条 認証紛争解決事業者は、法務省令で定めるところにより、その実施した認証紛争解決手続に関し、次に掲げる事項を記載した手続実施記録を作成し、保存しなければならない。

一 紛争の当事者との間で認証紛争解決手続を実施する契約を締結した年月日

二 紛争の当事者及びその代理人の氏名又は名称

三 手続実施者の氏名

四 認証紛争解決手続の実施の経緯

五 認証紛争解決手続の結果(認証紛争解決手続の終了の理由及びその年月日を含む。)

六 前各号に掲げるもののほか、実施した認証紛争解決手続の内容を明らかにするため必要な事項であつて法務省令で定めるもの

(合併の届出等)

第十七条 認証紛争解決事業者は、次に掲げる行為をしようとするときは、法務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を法務大臣に届け出なければならない。

一 当該認証紛争解決事業者が消滅することと

なる合併(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、合併に相当する行為。第三項において同じ。)

二 認証紛争解決手続の業務に係る営業又は事業の全部又は一部の譲渡

三 当該認証紛争解決事業者を分割する法人とする分割でその認証紛争解決手続の業務に係る営業又は事業の全部又は一部を承継させるもの

四 認証紛争解決手続の業務の廃止

2 法務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

3 第一項各号に掲げる行為をした者(同項第一号に掲げる行為にあつては、合併後存続する法人又は合併により設立される法人)は、その行為をした日に認証紛争解決手続が実施されていたときは、当該行為をした日から二週間以内に、当該認証紛争解決手続の当事者に対し、当該行為をした旨及び第十九条の規定により認証がその効力を失つた旨を通知しなければならない。

(解散の届出等)

第十八条 認証紛争解決事業者が破産及び合併以外の理由により解散(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、解散に相当する行為。以下同じ。)をした場合には、その清算人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人であつた者。次項において同じ。)は、当該解散の日から一月以内に、その旨を法務大

臣に届け出なければならない。

2 前項の清算人は、当該解散の日に認証紛争解決手続が実施されていたときは、その日から二週間以内に、当該認証紛争解決手続の当事者に対し、当該解散をした旨及び次条の規定により認証がその効力を失つた旨を通知しなければならない。

3 前条第二項の規定は、第一項の規定による届出があつた場合について準用する。

(認証の失効)

第十九条 次に掲げる場合においては、第五条の認証は、その効力を失う。

一 認証紛争解決事業者が第十七条第一項各号に掲げる行為をしたとき。

二 認証紛争解決事業者が前条第一項の解散をしたとき。

三 認証紛争解決事業者が死亡したとき。

第三節 報告等

(事業報告書の提出)

第二十条 認証紛争解決事業者は、その認証紛争解決手続の業務に関し、毎事業年度の経過後三月以内に、法務省令で定めるところにより、その事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書又は損益計算書を作成し、これを法務大臣に提出しなければならない。

(報告及び検査)

第二十一条 法務大臣は、認証紛争解決事業者について、第二十三条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する事由があると疑うに足りる相当な理由がある場合には、その認証紛争解決手続の業務の適正な運営を確保するために必

要な限度において、法務省令で定めるところにより、認証紛争解決事業者に対し、当該業務の実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該認証紛争解決事業者の事務所に立ち入り、当該業務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(勧告等)

第二十二條 法務大臣は、認証紛争解決事業者について、次条第二項各号のいずれかに該当する事由があると疑うに足りる相当な理由がある場合において、その認証紛争解決手続の業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、当該認証紛争解決事業者に対し、期限を定めて、当該業務に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 法務大臣は、前項の勧告を受けた認証紛争解決事業者が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該認証紛争解決事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(認証の取消し)

第二十三條 法務大臣は、認証紛争解決事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認証を取り消さなければならない。

一 第七条各号(第六号を除く。)のいずれかに該当するに至つたとき。

二 偽りその他不正の手段により第五条の認証又は第十二条第一項の変更の認証を受けたとき。

三 正当な理由がなく、前条第二項の規定による命令に従わなかつたとき。

2 法務大臣は、認証紛争解決事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認証を取り消すことができる。

一 その行う認証紛争解決手続の業務の内容及びその実施方法が第六条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなつたとき。

二 認証紛争解決手続の業務を行うのに必要な知識若しくは能力又は経理的基礎を有するものでなくなつたとき。

三 この法律の規定に違反したとき。

3 法務大臣は、前二項の規定による認証の取消しをしようとするときは、第七条第八号から第十二号までに該当する事由(同条第九号及び第十号に該当する事由にあつては、同条第八号に係るものに限る。)又は第十五条の規定に違反する事実の有無について、警察庁長官の意見を聴くことができる。

4 法務大臣は、第一項又は第二項の規定により認証を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

5 第一項又は第二項の規定により認証の取消しの処分を受けた者は、当該処分の日から二週間以内に、当該処分の日に認証紛争解決手続が実施されていた紛争の当事者に対し、当該処分が

あつた旨を通知しなければならない。

6 第九条第一項及び第三項の規定は、第二項の規定により認証の取消しの処分をしようとする場合及び当該処分についての異議申立てに対する決定をしようとする場合について準用する。

(民間紛争解決手続の業務の特性への配慮)

第二十四條 法務大臣は、第二十一条第一項の規定により報告を求め、若しくはその職員に検査若しくは質問をさせ、又は第二十二条の規定により勧告をし、若しくは命令をするに当たつては、民間紛争解決手続が紛争の当事者と民間紛争解決手続の業務を行う者との間の信頼関係に基づいて成り立つものであり、かつ、紛争の当事者の自主的な紛争解決の努力が尊重されるべきものであることその他の民間紛争解決手続の業務の特性に配慮しなければならない。

第三章 認証紛争解決手続の利用に係る特例

例

(時効の中断)

第二十五條 認証紛争解決手続によつては紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に手続実施者が当該認証紛争解決手続を終了した場合において、当該認証紛争解決手続の実施の依頼をした当該紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該認証紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、当該認証紛争解決手続における請求の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

2 第十九条の規定により第五条の認証がその効力を失ひ、かつ、当該認証がその効力を失つた

日に認証紛争解決手続が実施されていた紛争がある場合において、当該認証紛争解決手続の実施の依頼をした当該紛争の当事者が第十七条第三項若しくは第十八条第二項の規定による通知を受けた日又は第十九条各号に規定する事由があつたことを知つた日のいずれか早い日(認証紛争解決事業者の死亡により第五条の認証がその効力を失つた場合にあつては、その死亡の事実を知つた日)から一月以内に当該認証紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときも、前項と同様とする。

3 第五条の認証が第二十三条第一項又は第二項の規定により取り消され、かつ、その取消しの処分の日(認証紛争解決手続が実施されていた紛争がある場合において、当該認証紛争解決手続の実施の依頼をした当該紛争の当事者が同条第五項の規定による通知を受けた日又は当該処分を知つた日のいずれか早い日)から一月以内に当該認証紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときも、第一項と同様とする。

(訴訟手続の中止)

第二十六條 紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について当該紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、当該紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一 当該紛争について、当該紛争の当事者間において認証紛争解決手続が実施されていること。

二 前号に規定する場合のほか、当該紛争の当事者間に認証紛争解決手続によって当該紛争の解決を図る旨の合意があること。 2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。 3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。 (調停の前置に関する特則) 第二十七条 民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第二十四条の二第一項の事件又は家事審判法(昭和二十二年法律第五十二号)第十八条第一項の事件(同法第二十三条の事件を除く。)について訴えを提起した当事者が当該訴えの提起前に当該事件について認証紛争解決手続の実施の依頼をし、かつ、当該依頼に基づいて実施された認証紛争解決手続によっては当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に当該認証紛争解決手続が終了した場合においては、民事調停法第二十四条の二又は家事審判法第十八条の規定は、適用しない。この場合において、受訴裁判所は、適当であると認めるときは、職権で、事件を調停に付することができる。	(協力依頼) 第二十九条 法務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。 (法務大臣への意見) 第三十条 警察庁長官は、認証紛争解決事業者について、第七条第八号から第十二号までに該当する事由(同条第九号及び第十号に該当する事由にあつては、同条第八号に係るものに限る。)又は第十五条の規定に違反する事実があると疑うに足る相当な理由があるため、法務大臣が当該認証紛争解決事業者に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、法務大臣に対し、その旨の意見を述べることができる。 (認証紛争解決手続の業務に関する情報の公表) 第三十一条 法務大臣は、認証紛争解決手続の業務に関する情報を広く国民に提供するため、法務省令で定めるところにより、認証紛争解決事業者の氏名又は名称及び住所、当該業務を行う事務所の所在地並びに当該業務の内容及びその実施方法に係る事項であつて法務省令で定めるものについて、インターネットの利用その他の方法により公表することができる。	業務の補助者として使用した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 3 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。 一 第八条第一項の申請書若しくは同条第二項各号に掲げる書類又は第十二条第二項の申請書若しくは同条第三項の書類に虚偽の記載をして提出した者 二 第十一条第三項の規定に違反した者 第三十三条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条各項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各項の罰金刑を科する。 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。 第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。 一 第十一条第二項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者 二 第十三条第一項、第十七条第一項又は第十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 三 第十六条の規定に違反して手続実施記録を作成せず、若しくは虚偽の手続実施記録を作	成し、又は手続実施記録を保存しなかった者 四 第十七条第三項、第十八条第二項又は第二十三条第五項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者 五 第二十条の規定に違反して事業報告書、財産目録、貸借対照表若しくは収支計算書若しくは損益計算書を提出せず、又はこれらの書類に虚偽の記載をして提出した者 六 第二十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 七 第二十二条第二項の規定による命令に違反した者 2 認証紛争解決事業者(法人にあつてはその代表者、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつてはその代表者又は管理人)、その代理人、使用人その他の従業者が第二十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したときは、五十万円以下の過料に処する。 附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (検討) 第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (総合法律支援法の一部改正) 第三条 総合法律支援法(平成十六年法律第七十
第二十八条 認証紛争解決事業者(認証紛争解決手続における手続実施者を含む。)は、紛争の当事者又は紛争の当事者以外の者との契約で定めるところにより、認証紛争解決手続の業務を行うことに関し、報酬を受けることができる。 第四章 雑則	第三十二条 偽りその他不正の手段により第五条の認証又は第十二条第一項の変更の認証を受けた者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 2 第十五条の規定に違反して暴力団員等とその認証紛争解決手続の業務に従事させ、又は当該		

四号の一部を次のように改正する。

第七条中「裁判外における法による紛争の解決を裁判外紛争解決手続(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第三十号)第一項第六号及び第三十二条第三項において同じ。に改める。

第三十条第一項第六号及び第三十二条第三項中「裁判外における法による紛争の解決」を「裁判外紛争解決手続」に改める。

(法務省設置法の一部改正)

第四条 法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第四十条第二十五号の次に次の一号を加える。

二十五の二 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第三十号)の規定による民間紛争解決手続の業務の認証に関すること。

理 由

内外の社会経済情勢の変化に伴い、裁判外紛争解決手続が、第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続として重要なものとなっていることにかんがみ、裁判外紛争解決手続についての基本理念及び国等の責務を定めるとともに、民間紛争解決手続の業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効の中断等に係る特例を定めてその利便の向上を図ること等により、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、裁判外紛争解決手続が、第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続として重要なものとなっている状況にかんがみ、裁判外紛争解決手続についての基本理念及び国等の責務を定めるとともに、民間紛争解決手続の業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効の中断等に係る特例を定めてその利便の向上を図ること等により、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、もって国民の権利利益の適切な実現に資することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 基本理念及び国等の責務

裁判外紛争解決手続に関し、その基本理念及び国等の責務について定めるものとする。

2 民間紛争解決手続の業務の認証等

いわゆる調停、あっせん等の和解の仲介の業務を行う民間の紛争解決事業者は、申請により、その業務の適正性を確保する観点から必要とされる一定の要件に適合するものであることにつき、法務大臣の認証を受けることができるものとし、認証の要件及び手続、認証を受けた民間事業者の業務遂行上の義務、認証を受けた民間事業者の法務大臣に対する報告等について、所要の規定を置くものとする。

3 認証紛争解決手続の利用に係る特例

認証を受けた紛争解決手続の利用に関し、時効の中断及び訴訟手続の中止に係る特例並びに調停前置に関する特例について、所要の規定を置くものとする。

4 法務大臣の官庁への協力依頼等

法務大臣の官庁への協力依頼等法律の施行のため必要な事項及び罰則に関し、所要の規定を置くものとする。

5 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、裁判外紛争解決手続が、第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続として重要なものとなっている状況にかんがみ、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にしようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十六年十一月九日

法務委員長 塩崎 恭久

衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案に対する附帯決議

政府並びに最高裁判所は、本法の施行に当た

り、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 裁判所、行政機関、民間団体等が提供する仲裁、調停、斡旋等の裁判外紛争解決手続が、国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、関係機関等の連携強化の促進や国民に対する十分な情報提供を図るとともに、総合的な裁判外紛争解決手続制度の基盤の整備に、なお一層努めること。

二 民間団体等が行う裁判外紛争解決手続において、その解決の結果を当事者が履行しないときは、裁判外紛争解決手続を利用する国民のためその実効性が確保されるよう、利用者の権利保護も十分配慮した上で、必要に応じ法整備を含めて検討すること。

三 民間団体等が行う裁判外紛争解決手続の開始から終了に至るまでの手続ルールに関し、国際的な動向等も視野に入れ、合意が得られない場合の適用原則について、必要に応じ法整備を含めて検討すること。

四 本法の施行後、早期に、裁判外紛争解決手続制度について検証し、必要があると認めるときは、本法の見直しも含め所要の措置を講ずること。

住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十六年十月十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部を改正する法律

住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 指定住宅性能評価機関(第七條―第二十一條)」を「第二節 登録住宅性能評価機関(第七條―第二十四條)」に、「第二十二條―第四十條」を「第三十一條―第四十三條」に、「指定住宅型式性能認定機関等(第四十一條―第五十一條)」を「登録住宅型式性能認定等機関(第四十四條―第五十七條)」に、「第五十二條―第五十四條」を「第五十八條―第六十條」に、「指定試験機関等(第五十五條―第六十一條)」を「登録試験機関(第六十一條―第六十五條)」に、「第六十二條―第七十七條」を「第六十六條―第八十一條」に、「第七十八條―第八十六條」を「第八十二條―第九十三條」に、「第八十七條―第九十條」を「第九十四條―第九十七條」に、「第九十一條―第九十二條」を「第九十八條―第一百條」に、「第九十三條―第九十八條」を「第一百一條―第一百八條」に改める。

第五條第一項中「が指定した者(以下「指定住宅性能評価機関」を「登録を受けた者(以下「登録住宅性能評価機関」に、「第五十二條第一項」を「第五十八條第一項」に、「第二十二條第一項」を「第三十一條第一項」に改める。

第三章第二節の節名を次のように改める。

第二節 登録住宅性能評価機関

第七條の見出しを「登録」に改め、同條第一項中「規定による指定」を「登録(第十三條を除き、

に、「指定」を「登録」に改め、同條第二項中「応じて」を「応じ、次に掲げる住宅の種別」とに改め、同項に次の各号を加える。

一 建築士法(昭和二十五年法律第二百二號)第三條第一項第二号から第四号までに掲げる建築物である住宅

二 建築士法第三條の二第一項各号に掲げる建築物である住宅(前号に掲げる住宅を除く。)

三 前二号に掲げる住宅以外の住宅

第八條中「指定」を「登録」に改め、同條第四号中「第二十一條第一項」を「第二十四條第一項」に、「指定」を「登録」に改める。

第九條の見出しを「登録基準等」に改め、同條中「指定の申請を「登録の申請をした者(以下この項において「登録申請者」という。)」に改め、「基準」の下に「のすべて」を加え、「と認めるときでなければ、指定をしては」とときは、その登録をしなれば」に改め、同條各号を次のように改める。

一 第十三條の評価員(別表各号の上欄に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当するものに限る。以下この号において同じ。)が住宅性能評価を実施し、その数が次のいずれにも適合するものであること。

イ 別表各号の上欄に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分ごとに、それぞれ当該各号の下欄に掲げる数(その数が二未満であるときは、二以上であること。

ロ 別表各号の上欄に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分の二以上にわたる住宅について住宅性能評価を行う場合にあつては、

第十三條の評価員の総数が、それらの区分に応じそれぞれ当該各号の下欄に掲げる数を合計した数(その数が二未満であるときは、二以上であること。

二 登録申請者が、業として、住宅を設計し若しくは販売し、住宅の販売を代理し若しくは媒介し、又は新築住宅の建設工事を請け負う者(以下「住宅関連事業者」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、住宅関連事業者がその親会社(商法(明治三十二年法律第四十八號)第二百一十一條ノ二第一項の親会社をいう。以下同じ。)であること。

ロ 登録申請者の役員(合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員)に占める住宅関連事業者の役員又は職員(過去二年間に当該住宅関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、住宅関連事業者の役員又は職員(過去二年間に当該住宅関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

三 評価の業務を適正に行うために評価の業務を行う部門に専任の管理者が置かれていること。

四 債務超過の状態にないこと。

2 登録は、登録住宅性能評価機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録住宅性能評価機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録の区分

四 登録住宅性能評価機関が評価の業務を行う事務所の所在地

五 第十三條の評価員の氏名

六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

第十條の見出し中「指定」を「登録」に改め、同條第一項中「指定」を「登録」に、「指定住宅性能評価機関の名称及び住所、指定の区分並びに評価の業務を行う事務所の所在地」を「前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項その他国土交通省令で定める事項」に改め、同條第二項中「指定住宅性能評価機関は、その名称若しくは住所又は評価の業務を行う事務所の所在地」を「登録住宅性能評価機関は、前条第二項第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項」に改める。

第十一條(見出しを含む。)中「指定」を「登録」に改める。

第十二條を次のように改める。

(承継)

第十二條 登録住宅性能評価機関が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登録住宅性能評価機関について相続、合併若しくは分割(当該登録に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合にお

いて、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この項及び第三十七条において同じ。合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その登録住宅性能評価機関の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第八号各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により登録住宅性能評価機関の地位を承継した者は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第九十八条を削る。

第九十七条中「指定住宅型性能認定機関及び指定試験機関を除く。以下この条において同じ。」を削り、「第九十三条」を「第百三条」に改め、同条を第百七条とし、同条の次に次の一条を加える。

第百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十二条第二項(第二十五条第二項、第四十四条第三項又は第六十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十八条第一項(第二十五条第二項、第四十四条第三項又は第六十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第十八条第二

項各号(第二十五条第二項、第四十四条第三項又は第六十一条第三項において準用する場合を含む。)の請求を拒んだ者

第九十六条中「各号の二」を「各号のいずれかに」

に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第十七条第一項(第四十一条第三項、第五十五条第二項又は第七十八条第三項)を」第十九条第一項(第二十五条第二項、第四十四条第三項、第六十一条第三項又は第八十二条第三項)に改め、同条第二号中「第十七条第二項(第四十一条第三項、第五十五条第二項又は第七十八条第三項)を」第十九条第二項(第四十一条第三項、第六十一条第三項又は第八十二条第三項)に改め、同条第三号中「第十九条第一項(第四十一条第三項、第五十五条第二項又は第七十八条第三項)を」第二十二号第一項(第二十五条第二項、第四十四条第三項、第六十一条第三項又は第八十二条第三項)に改め、同条第三十三号中「第三十三号第一項」を「第四十二号第一項」に改め、同条第四号及び第五号中「第十九条第一項又は第三十五号第一項」を「第二十二号第一項又は第四十二号第一項」に改め、同条第六号中「第二十条第一項」を「第二十三号第一項(第二十五条第二項、第四十四条第三項又は第六十一条第三項において準用する場合を含む。)」に改め、同条第七号中「第四十六条第一項(第五十五条第二項又は第七十八条第三項において準用する場合を含む。)」を「第九十条第一項」に改め、同条を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 第五十三条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第九十六条を第百六条とする。

第九十五条中「各号の二」を「各号のいずれかに」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号

中「第三十二条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同条第二号中「第三十三条第二項」を「第三十九条第二項」に改め、同条を第百五条とする。

第九十四条中「各号の二」を「各号のいずれかに」に改め、同条第一号中「第十三条第一項(第四十一条第三項又は第五十五条第二項)を」第十四条、第四十八号(第六十一条第三項)に、「第六十五号第一項(第七十八条第三項)を」第六十九号第一項(第八十二条第三項)に改め、同条第二号中「第二十一条第二項、第四十七号第二項、第五十九号第二項又は第八十四条第一項」を「第二十四号第二項、第二十八号第二項、第五十五号第二項、第六十五号第二項又は第九十一条第一項」に改め、同条を第百四号とする。

第九十三条中「各号の二」を「各号のいずれかに」に改め、同条を第百三条とし、第九章中同条の前に次の二条を加える。

第百一条 次の各号のいずれかに該当する者がその職務に関して賄賂を収受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしな

いときは、七年以下の懲役に処する。

一 登録住宅性能評価機関(その者が法人である場合にあつては、その役員)又はその職員(評価員を含む。)で第五条第一項に規定する業務に従事する者

二 登録住宅型性能認定等機関(その者が法人である場合にあつては、その役員)又はその職員(認定員を含む。)で第四十四条第一項に規定する業務に従事する者

三 登録試験機関(その者が法人である場合にあつては、その役員)又はその職員(試験員を含む。)で第六十一条第一項に規定する業務に

に従事する者

2 前項各号に掲げる者であつた者がその在職中に請託を受けて職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことにつき賄賂を収受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

3 第一項各号に掲げる者がその職務に関し請託を受けて第三者に賄賂を供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の懲役に処する。

4 犯人又は情を知つた第三者の収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第百二条 前条第一項から第三項までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第八章中第九十二条を第百条とし、第九十一条の二を第九十九条とし、第九十一条を第九十八条とする。

第九十条中「第八十七条第一項」を「第九十四条第一項」に、「第八十八条第一項」を「第九十五条第一項」に改め、第七章中同条を第九十七条とする。

第八十九条を第九十六条とする。

第八十八条第三項中「第八十八条第一項」を「第九十五条第一項」に改め、同条を第九十五条とする。

第八十七条第三項中「第八十七条第一項」を「第九十四条第一項」に改め、同条を第九十四条とする。

平成十六年十一月九日 衆議院会議録第九号

官 報 (号 外)

第六章第二節中第八十六条を第九十三条とし、第八十五条を第九十二条とする。

第八十四条第一項第一号中「第七十八条第三項」を「第八十二条第三項」に、「第十七条若しくは第四十六条第一項、第八十一条又は前条」を「若しくは第十九条、第八十六条、第八十八条又は前条第一項」に改め、同項第二号中「第七十八条第三項において準用する第十五条第一項」を「第八十四条第一項に改め、同項第三号中「第七十八条第三項において準用する第十五条第三項若しくは第十八条、第七十一条又は第八十条第二項」を「第七十五条、第八十四条第三項、第八十五条第二項又は第八十九条」に改め、同項第四号中「第八十二条第二項」を「第八十七条第二項」に改め、同項第五号中「第七十八条第一項各号」を「第八十二条第一項各号」に改め、同条を第九十一条とする。

第八十三条を第八十八条とし、同条の次に次の二条を加える。

(監督命令)
第八十九条 国土交通大臣は、支援等の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、支援等の業務に関し監督上必要な命令をすることができる。
(支援等の業務の休廃止等)
第九十条 センターは、国土交通大臣の許可を受けなければ、支援等の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 国土交通大臣が前項の規定により支援等の業務の全部の廃止を許可したときは、当該許可に係る指定は、その効力を失う。

3 国土交通大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。
第八十二条第一項中「第七十九条第一項第一号」

を「第八十三条第一項第一号」に、「指定住宅性能評価機関」を「登録住宅性能評価機関」に改め、同条第三項及び第四項中「指定住宅性能評価機関」を「登録住宅性能評価機関」に改め、同条を第八十七条とする。

第八十一条を第八十六条とする。
第八十条第二項中「第七十八条第三項において準用する第十五条第一項」を「前条第一項」に、「第七十八条第一項第三号」を「第八十二条第一項第三号」に改め、同条を第八十五条とする。

第七十九条を第八十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(支援等業務規程)
第八十四条 センターは、支援等の業務に関する規程(以下この節において「支援等業務規程」という。)を定め、支援等の業務の開始前に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 支援等業務規程には、支援等の業務の実施の方法その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の認可をした支援等業務規程が、この節の規定に従って支援等の業務を公正かつ適確に実施する上で不適当となつたと認めるときは、その支援等業務規程を変更すべきことを命ずることができる。
第七十八条第三項を次のように改める。

3 第十条第二項及び第三項、第十九条、第二十条並びに第六十九条の規定は、センターについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十條第二項		前條第二項第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項	その名称若しくは住所又は支援等の業務を行う事務所の所在地
第十九條、第二十二條第一項		評価の業務	支援等の業務
第六十九條	紛争処理委員並びにその役員	紛争処理の業務	役員
	支援等の業務		支援等の業務

第七十八条を第八十二条とする。
第六章第一節中第七十七条を第八十一条とする。

第七十六条第一項第一号中「第六十二条第三項」を「第六十六条第三項」に、「第二十條第一項、第六十二条第四項、第六十四條、第六十六條、第六十八條、第七十二条又は第七十三条」を「第二十三条第一項、第六十六條第四項、第六十八條、第七十条、第七十二条、第七十六條又は第七十七条」に改め、同項第二号中「第七十四條」を「第七十八條」に改め、同条を第八十条とする。

第七十五条を第七十九条とし、第七十二条から第七十四条までを四条ずつ繰り下げる。
第七十一条中「第七十八条第一項」を「第八十二条第一項」に改め、同条を第七十五条とする。

第七十条を第七十四條とし、第六十九條を第七十三條とし、第六十八條を第七十二條とする。

第六十七條第一項中、「認定住宅性能評価機関」を「登録住宅性能評価機関」に、「認証外国型式住宅部分等製造者、指定住宅型式性能認定機関、承認住宅型式性能認定機関、指定試験機関又は承認試験機関」を「登録住宅型式性能認定等機関又は登録試験機関」に、「指定住宅性能評価機関等」を

「登録住宅性能評価機関等」に、「第七十八条第一項」を「第八十二条第一項」に改め、同条第二項中「指定住宅性能評価機関等」を「登録住宅性能評価機関等」に改め、同条を第七十一条とする。

第六十六條を第七十条とする。
第六十五条第二項中「刑法」の下に「明治四十年法律第四十五号」を加え、同条を第六十九條とする。

第六十四條を第六十八條とし、第六十三條を第六十七條とする。

第六十二条第三項中「第二十條の」を「第二十三条の」に、「並びに第二十條第一項及び第二項中「評価の」とあるのは、「紛争処理の」を「中」前条第二項第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項とあるのは「その名称若しくは住所又は紛争処理の業務を行う事務所の所在地」と、第二十三条第一項及び第二項中「評価の業務」とあるのは「紛争処理の業務」と、同項中「登録」とあるのは「指定」に改め、同条を第六十六條とする。

第六十條及び第六十一條を削る。
第五十九條の見出し中「指定」を「登録」に改め、同条第二項中「指定試験機関が第五十六條第一号」を「登録試験機関が第六十二条第一号」に、「その

指定」を「その登録」に改め、同条第二項中「指定試験機関」を「登録試験機関（登録外国試験機関を除く。）」に、「その指定」を「その登録」に改め、同項第一号中「第五十五条第二項」を「第六十一条第三項」に、「第十四条、第十七条若しくは第四十六条第一項、前条第一項から第三項まで又は第六十七、六十八、六十九、七十条第二項、第七十一条第一項、第七十二条第二項、第七十三条第一項又は第七十四条第二項」に改め、同項第二号中「第五十五条第二項」を「第六十一条第三項」に、「第六十一条第三項」に、「第十五条第一項の認可を受けたを」第四十九条第一項の規定による届出のあった」に改め、同項第三号及び第四号を次のように改める。 三 正当な理由がないのに第六十一条第三項において準用する第十八条第二項各号の請求を拒んだとき。 四 第六十一条第三項において準用する第四十九、五十、五十一条又は第五十一条の規定による命令に違反したとき。 五 第五十九条第二項第六号中「指定」を「登録」に改め、同条第三項を次のように改める。 三 国土交通大臣は、登録外国試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。 一 前項第一号から第三号まで、第五号又は第六号のいずれかに該当するとき。 二 第六十一条第三項において準用する第五十条又は第五十一条の規定による請求に応じなかったとき。 三 国土交通大臣が、登録外国試験機関が前二号のいずれかに該当すると認めて、期間を定	めて試験の業務の全部又は一部の停止の請求をした場合において、その請求に応じなかったとき。 四 第六十一条第三項において準用する第二十条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 五 第六十一条第三項において準用する第二十条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。 六 第五項の規定による費用の負担をしないとき。 第五十九条に次の二項を加える。 四 第二十四条第三項の規定は、前三項の規定による登録の取消し又は第二項の規定による試験の業務の停止について準用する。 五 第六十一条第三項において準用する第二十一条第一項の規定による登録外国試験機関に対する検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該登録外国試験機関の負担とする。 第五章第二節中第五十九条を第六十五条とする。 第五十八条を削る。 第五十七条の見出しを「（登録基準等）」に改め、同条中「指定の申請」を「登録の申請をした者（以下この項において「登録申請者」という。）」に改め、「基準」の下に「のすべて」を加え、「と認めるときでなければ、指定をしては」とときは、その登録をしなければ」に改め、同条各号を次のように改める。 一 一次条の試験員が試験を実施し、その数が三	以上であること。 二 登録申請者が、住宅関連事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。 イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあっては、住宅関連事業者がその親会社であること。 ロ 登録申請者の役員（各名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める住宅関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該住宅関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。 ハ 登録申請者法人にあつては、その代表権を有する役員）が、住宅関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該住宅関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。 三 試験の業務を適正に行うために試験の業務を行う部門に専任の管理者が置かれていること。 四 債務超過の状態にないこと。 第五十七条に次の一項を加える。 二 登録は、登録試験機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。 一 登録年月日及び登録番号 二 登録試験機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 三 登録の区分 四 登録試験機関が試験の業務を行う事務所の所在地 五 一次条の試験員の氏名	六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項 第五十七条を第六十三条とし、同条の次に次の一条を加える。 （試験員） 第六十四条 登録試験機関は、次に掲げる者のうちから試験員を選任しなければならない。 一 学校教育法に基づく大学において建築学、機械工学、電気工学又は衛生工学を担当する教授若しくは助教教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 二 建築、機械、電気又は衛生に関する分野の試験研究機関において十年以上試験研究の業務に従事した経験を有する者 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者 第五十六条中「指定」を「登録」に改め、同条第二号中「第五十九条第一項若しくは第二項」を「第六十五条第一項から第三項まで」に、「指定」を「登録」に改め、「又は第六十一条第一項若しくは第二項の規定により承認を取り消され」を削り、同条を第六十二条とする。 第五十五条の見出しを「（登録）」に改め、同条第一項中「第五十三条第二項の規定による指定」を「第五十九条第一項の登録」に、「指定」を「登録」に、「同項の」を「特別評価方法認定のための審査に必要な」に改め、「（外国にある事務所により行おうとする者を除く。）」を削り、同条第二項を次のように改める。 二 前項の申請は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣が定める区分に従つて行
--	--	---	---

わなければならない。

第五十五条に次の一項を加える。

3 第十条第一項及び第十一條の規定は登録に、第十条第二項及び第三項、第十二條、第十五條、第十八條、第十九條、第二十二條、第二十三條、第四十八條から第五十一條まで、第五十四條第一項から第三項まで並びに第五十六條の規定は登録試験機関に、第五十二條及び第五十

四條第四項の規定は外国にある事務所により試験を行う登録試験機関（以下「登録外国試験機関」という。）に、第五十七條の規定はこの項において準用する第五十六條第一項の規定により国土交通大臣の行う試験について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十条第一項及び第二項	前条第二項第二号	第六十三條第二項第二号
第十一条第二項	第七條から第九條まで	第六十一條第一項及び第二項、第六十二條並びに第六十三條
第十二條第一項ただし書	第八條各号	第六十二條各号
第十五條、第十九條、第二十二條第一項、第二十三條第一項及び第二項	評価の業務	試験の業務
第四十八條、第四十九條、第五十一條、第五十四條第一項、第五十六條、第五十七條	認定等の	試験の
第四十八條、第四十九條第三項、第五十條、第五十一條、第五十四條第一項、第五十六條第一項第二号	登録外国住宅型式性能認定等機関	登録外国試験機関
第四十八條	認定員	第六十四條の試験員
第四十九條	認定等業務規程	試験業務規程
第五十條	第四十六條第一項各号	第六十三條第一項各号

第五十一條、第五十四條第二項、第五十六條第一項第二号

第四十四條第三項

第六十一條第三項

第五十四條第一項

住宅型式性能認定又は第三十三條第一項の認証

特別評価方法認定のための審査に必要な試験

型式又は型式住宅部分等の製造をする者

特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法

第五十六條第一項第三号

前条第一項

第六十五條第一項

第五十五條を第六十一條とする。

第五章第二節の節名を次のように改める。

第二節 登録試験機関

第五十四條第二項及び第三項を削り、第五章第一節中同条を第六十條とする。

第五十三條第一項中「という。」の下に「であつて、第六十一條から第六十三條までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録試験機関」という。）が行うもの（当該登録試験機関が外国にある事務所により試験を行う者である場合にあつては、外国において事業を行う者の申請に基づくものに限る。）」を加え、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「国土交通大臣が第二項の規定による指定をした場合において、当該指定に係る」を削り、「第六項の規定により申請する場合を除き、指定試験機関」を「登録試験機関」に改め、「（以下この条において単に「証明書」という。）」を削り、同項を同条第二項とし、同条第五項及び第六項を削り、同条を第五十九條とする。

第五十二條を第五十八條とする。

第四十九條から第五十一條までを削る。

第四十八條第一項を次のように改める。

国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定等業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

一 登録を受ける者がいないとき。

二 第四十四條第三項において準用する第二十三條第一項の規定により登録住宅型式性能認定等機関（登録外国住宅型式性能認定等機関を除く。以下この項において同じ。）から認定等業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき。

三 前条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消し、又は同項の規定により認定等業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 登録住宅型式性能認定等機関が天災その他の事由により認定等業務の全部又は一部を

実施することが困難となつたとき。

第四十八條第三項中「国土交通大臣が、」を「国土交通大臣が」、「行ふこととし、第四十六條第一項の規定により認定等の業務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した」を「行ふこととした」に改め、第四章第二節中同条を第五十六條とし、同条の次に次の一条を加える。

(手数料)

第五十七條 前条第一項の規定により国土交通大臣が行う認定等の申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手料を国に納めなければならない。

第四十七條の見出し中「指定」を「登録」に改め、同条第一項中「指定住宅型式性能認定機関が第四十二條第一号」を「登録住宅型式性能認定等機関が第四十五條第一号」に、「その指定」を「その登録」に改め、同条第二項中「指定住宅型式性能認定機関」を「登録住宅型式性能認定等機関(登録外国住宅型式性能認定等機関を除く。)」に、「その指定」を「その登録」に改め、同項第一号中「第四十一條第三項」を「第四十四條第三項」に、「第十四條若しくは第十七條、第四十四條第一項から第三項まで、第四十五條第一項、前条第一項又は第六十七條第二項」を「第十二條第二項、第十八條第一項、第十九條若しくは第二十三條第一項、第三十一條第三項、第三十三條第三項、第五十三條第一項又は第七十一條第二項」に改め、同項第二号中「第四十一條第三項において準用する第十五條第一項の認可を受けた」を「第四十九條第一項の規定による届出のあつた」に改め、同項第三号を次のように

改める。

三 正当な理由がないのに第四十四條第三項において準用する第十八條第二項各号の請求を拒んだとき。

第四十七條第二項第四号中「第四十一條第三項において準用する第十五條第三項若しくは第十八條又は第四十四條第四項」を「第四十九條第三項、第五十條又は第五十一條」に改め、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号中「指定」を「登録」に改め、同号を同項第六号とし、同条第三項を次のように改める。

3 国土交通大臣は、登録外国住宅型式性能認定等機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 前項第一号から第三号まで、第五号又は第六号のいずれかに該当するとき。
二 第五十二條において準用する第四十九條第三項、第五十條又は第五十一條の規定による請求に応じなかつたとき。

三 国土交通大臣が、登録外国住宅型式性能認定等機関が前二号のいずれかに該当すると認めて、期間を定めて認定等の業務の全部又は一部の停止の請求をした場合において、その請求に応じなかつたとき。

四 第四十四條第三項において準用する第二十二條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第四十四條第三項において準用する第二十二條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

六 第五項の規定による費用の負担をしないとき。

第四十七條に次の二項を加える。

4 第二十四條第三項の規定は、前三項の規定による登録の取消し又は第二項の規定による認定等の業務の停止について準用する。

5 第四十四條第三項において準用する第二十二條第一項の規定による登録外国住宅型式性能認定等機関に対する検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該登録外国住宅型式性能認定等機関の負担とする。

第四十七條を第五十五條とする。

第四十六條を削る。

第四十五條第一項中「指定住宅型式性能認定機関」を「登録住宅型式性能認定等機関」に、「認定等を行つた」を「住宅型式性能認定、第三十三條第一項の認証又は第三十六條第一項の認証の更新をした」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 国土交通大臣は、住宅型式性能認定を受けた型式が日本住宅性能表示基準に従つて表示すべき性能を有していないと認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を、当該住宅型式性能認定の申請者及び当該住宅型式性能認定を行つた登録住宅型式性能認定等機関に通知するとともに、公示しなければならない。

この場合において、当該住宅型式性能認定は、その効力を失う。

者及び当該認証を行つた登録住宅型式性能認定等機関に通知するとともに、公示しなければならない。この場合において、当該認証は、その効力を失う。

第四十五條を第五十三條とし、同条の次に次の一条を加える。

(認定等)についての申請及び国土交通大臣の命令

第五十四條 住宅型式性能認定又は第三十三條第一項の認証を申請した者は、その申請に係る型式又は型式住宅部分等の製造をする者について、登録住宅型式性能認定等機関(登録外国住宅型式性能認定等機関を除く。以下この項及び次項において同じ。)が認定等の業務を行わない場合又は登録住宅型式性能認定等機関の認定等の結果に異議のある場合は、国土交通大臣に対し、登録住宅型式性能認定等機関が認定等の業務を行うこと又は改めて認定等の業務を行うことを命ぜべきことを申請することができる。

2 国土交通大臣は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る登録住宅型式性能認定等機関が第四十四條第三項において準用する第十五條の規定に違反していると認めるときは、当該登録住宅型式性能認定等機関に対し、第五十一條の規定による命令をするものとする。

3 国土交通大臣は、前項の場合において、第五十一條の規定による命令をし、又は命令をしないことの決定をしたときは、遅滞なく、当該申請をした者に通知するものとする。

4 前三項の規定は、登録外国住宅型式性能認定等機関について準用する。この場合において、第一項中「命ぜべき」とあるのは「請求すべき」

と、前二項中「命令」とあるのは「請求」と読み替えるものとする。

第四十四条を削る。

第四十三条の見出しを「登録基準等」に改め、同条中「指定の申請を」登録の申請をした者(以下この項において「登録申請者」という。)に改め、「基準」の下に「のすべて」を加え、「と認める」ときでなければ、指定をしては」を」ときは、その登録をしなれば」に改め、同条各号を次のように改める。

一 一次条の認定員(第四十四条第二項第一号に掲げる業務の種別に係る登録を受けようとする場合にあっては次条第一号イから二までのいずれかに該当するもの、第四十四条第二項第二号に掲げる業務の種別に係る登録を受けようとする場合にあっては次条第一号イから八までのいずれかに該当するものに限る。)が認定等の業務を実施し、その数が三以上であること。

二 登録申請者が、住宅関連事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあっては、住宅関連事業者がその親会社であること。

ロ 登録申請者の役員(合名会社又は合資会社にあっては、業務執行権を有する社員)に占める住宅関連事業者の役員又は職員(過去二年間に当該住宅関連事業者の役員又は職員であった者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあっては、その代表

権を有する役員)が、住宅関連事業者の役員又は職員(過去二年間に当該住宅関連事業者の役員又は職員であった者を含む。)であること。

三 認定等の業務を適正に行うために認定等の業務を行う部門に専任の管理者が置かれていること。

四 債務超過の状態にないこと。

第四十三条に次の一項を加える。

2 登録は、登録住宅型式性能認定等機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録住宅型式性能認定等機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 登録の区分

四 登録住宅型式性能認定等機関が認定等の業務を行う事務所の所在地

五 一次条の認定員の氏名

六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

第四十三条を第四十六条とし、同条の次に次の六条を加える。

(認定員)

第四十七条 登録住宅型式性能認定等機関は、次の各号に掲げる業務の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める者のうちから認定員を選任しなければならない。

一 第四十四条第二項第一号に掲げる業務 次のイから二までのいずれかに該当する者
イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学において建築学、機械工

学、電気工学又は衛生工学を担当する教授若しくは助教の職にあり、又はこれらの職にあった者

ロ 建築、機械、電気又は衛生に関する分野の試験研究機関において十年以上試験研究の業務に従事した経験を有する者

ハ 一級建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者であつて、第七条第二項第一号に掲げる住宅に係る住宅性能評価について評価員として五年以上の実務の経験を有するもの

二 イからハまでに掲げる者と同以上の知識及び経験を有する者

二 第四十四条第二項第二号に掲げる業務 次のイからハまでのいずれかに該当する者

イ 前号イ又はロのいずれかに該当する者

ロ 建築材料又は建築物の部分の製造、検査又は品質管理の業務(工場その他これに類する場所において行われるものに限る。)についてこれらの業務を行う部門の管理者として五年以上の実務の経験を有する者

ハ イ又はロに掲げる者と同以上の知識及び経験を有する者

(秘密保持義務)

第四十八条 登録住宅型式性能認定等機関(外国にある事務所により認定等の業務を行うもの(以下「登録外国住宅型式性能認定等機関」という。)を除く。)(その者が法人である場合にあっては、その役員)及びその職員(認定員を含む。)並びにこれらの者であつた者は、認定等の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(認定等業務規程)

第四十九条 登録住宅型式性能認定等機関は、認定等の業務に関する規程(以下この節において「認定等業務規程」という。)を定め、認定等の業務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 認定等業務規程には、認定等の業務の実施の方法、認定等の業務に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による届出のあつた認定等業務規程が、この章の規定に従つて認定等の業務を公正かつ適確に実施する上で不適当であり、又は不適当となつたと認めるときは、登録住宅型式性能認定等機関(登録外国住宅型式性能認定等機関を除く。)に対し、その認定等業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(適合命令)

第五十条 国土交通大臣は、登録住宅型式性能認定等機関(登録外国住宅型式性能認定等機関を除く。)が第四十六条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録住宅型式性能認定等機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第五十一条 国土交通大臣は、登録住宅型式性能認定等機関(登録外国住宅型式性能認定等機関を除く。)が第四十四条第三項において準用する

第十五条の規定に違反していると認めるときは、その登録住宅型式性能認定等機関に対し、認定等の業務を行うべきこと又は認定等の業務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
(登録外国住宅型式性能認定等機関への準用)

第五十二条 第四十九条第三項及び前二条の規定は、登録外国住宅型式性能認定等機関について準用する。この場合において、これらの規定中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。

第四十二条中「指定」を「登録」に改め、同条第二号中「第四十七条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消され、又は第五十一条第一項若しくは第二項を第五十五条第一項から第三項までに」「承認」を「登録」に改め、同条を第四十五条とする。

第四十一条の見出しを(「登録」に改め、同条第一項中「第三十九条第一項の規定による指定」を「第三十一条第一項又は第三十三条第一項の登録」に、「指定」を「登録」に、「認定等」を「それぞれ住宅型式性能認定及び第三十一条第三項の規定に

よる公示又は第三十三条第一項の認証、同条第三項の規定による公示及び第三十六条第一項の認証の更新(以下この節において「認定等」という。))に改め、「外国にある事務所により行おうとする者を除く。」を削り、同条第二項中「ところにより、」の下に「次に掲げる業務の種別」とに「を」を加え、同項に次の各号を加える。

一 住宅型式性能認定及び第三十一条第三項の規定による公示
二 第三十三条第一項の認証、同条第三項の規定による公示及び第三十六条第一項の認証の更新

第四十一条第三項を次のように改める。

3 第十条第一項及び第三十一条の規定は登録に、第十条第二項及び第三項、第十二条、第十五条、第十八条、第十九条、第二十二條並びに第二十三条の規定は登録を受けた者(以下「登録住宅型式性能認定等機関」という。))について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十条第一項及び第二項	前条第二項第二号	第四十六条第二項第二号
第十一条第二項	第七条から第九条まで	第四十四条第一項及び第二項、 第四十五条並びに第四十六条
第十二条第一項ただし書	第八条各号	第四十五条各号
第十五条、第十九条、第二十二條第一項、第二十三條	評価の業務	認定等の業務
第一項及び第二項		

第四十一条を第四十四条とする。

第二章第二節の節名を次のように改める。

第二節 登録住宅型式性能認定等機関

第三十六条から第四十条までを削る。
第三十五条第一項中「第二十五条第一項、第二十六條から第三十條まで、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条第二項」を「第三十七條、第三十八條、第三十九條第二項」に改め、第四章第一節中同条を第四十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(標準の禁止)

第四十三条 国土交通大臣は、認証型式住宅部分等製造者(外国において本邦に輸出される型式住宅部分等の製造をするもの(以下「認証外国型式住宅部分等製造者」という。))を除く。以下この項において同じ。が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認証型式住宅部分等製造者に対し、二年以内の期間を定めて、当該認証型式住宅部分等に第三十九条第一項の標準を付することを禁止することができる。

一 認証型式住宅部分等の製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が第三十五条第二号の国土交通大臣が定める技術的基準に適合していない場合において、住宅購入者等の利益を保護するため特に必要があると認めるとき。

二 第三十八条又は第七十一条第二項の規定に違反したとき。

三 不正な手段により認証を受けたとき。

2 国土交通大臣は、認証外国型式住宅部分等製造者が次の各号のいずれかに該当するときは、

当該認証外国型式住宅部分等製造者に対し、二年以内の期間を定めて、当該認証型式住宅部分等に第三十九条第一項の標準を付することを禁止することができる。

一 前項各号のいずれかに該当するとき。

二 前条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 前条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をしたとき。

四 第四項の規定による費用の負担をしないとき。

3 国土交通大臣は、前二項の規定により標準を付することを禁止したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。この場合において、第四十条の規定は、当該認証型式住宅部分等については、適用しない。

4 前条第一項の規定による認証外国型式住宅部分等製造者に対する検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該認証外国型式住宅部分等製造者の負担とする。

第三十四条第二項中「昭和二十五年法律第二百二号」を削り、同条を第四十条とし、同条の次に次の一条を加える。

(認証の失効)

第四十一条 第三十三条第一項の認証は、当該認証に係る住宅型式性能認定が第五十三条第二項の規定により効力を失ったときは、その効力を失う。

第三十三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第四十三条第一項又は第二項の規定により、その標章を付することを禁止されたときは、この限りでない。

第三十三条第二項中「前項の」の下に「規定により同項の標章を付する」を加え、同条を第三十九条とする。

第三十二条第一項ただし書中「輸出の」を「本邦において外国に輸出する」に改め、同条を第三十八条とする。

第三十条及び第三十一条を削る。

第二十九条中「第二十五条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、「(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。)」を削り、同条ただし書中「第二十六条各号」を「第三十四条各号」に改め、同条を第三十七条とする。

第二十八条第一項中「第二十五条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同条第二項中「第二十五条第二項」を「第三十三条第二項」に改め、同条を第三十六条とする。

第二十七条中「国土交通大臣は、第二十五条第一項」を「第三十三条第一項の登録を受けた者は、同項」に改め、同条を第三十五条とする。

第二十六条第二号を次のように改める。
二 第四十三条第一項又は第二項の規定により標章を付することを禁止され、その禁止の処分を受けた日から起算して二年を経過しない者

第二十六条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号の次に次の登録」に改め、同項第一号中「第十二条第一項か

の一号を加える。

三 前条第一項の認証が第五十三条第三項の規定により効力を失い、同項の規定による公示の日から起算して二年を経過しない者

第二十六条を第三十四条とする。

第二十五条第一項中「国土交通大臣は」を「第四十四条から第四十六条までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録(第四十四条第二項第二号に掲げる業務の種別に係るものに限る。)」を受けた者は「に、(認証を行う)」を「(認証当該登録を受けた者が外国にある事務所によりこれを行う者である場合にあつては、外国において事業を行う者の申請に基づくものに限る。)」を行うことができる」に改め、同条第三項中「国土交通大臣は、第一項」を「第一項の登録を受けた者は、同項」に改め、同条を第三十三条とする。

第二十四条を削る。

第二十三条を第三十二条とする。

第二十二條第一項中「国土交通大臣は」を「第四十四条から第四十六条までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録(第四十四条第二項第一号に掲げる業務の種別に係るものに限る。)」を受けた者は「に、(いう)」を「いい、当該登録を受けた者が外国にある事務所によりこれを行う者である場合にあつては、外国において事業を行う者の申請に基づくものに限る」に改め、同条第三項中「国土交通大臣」を「第一項の登録を受けた者」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十一条の見出し中「指定」を「登録」に改め、同条第一項及び第二項中「指定住宅性能評価機関」を「登録住宅性能評価機関」に、「その指定」を「その登録」に改め、同項第一号中「第十二条第一項か

ら第三項まで、第十四条、第十六条、第十七条を「第十二条第二項、第十七条、第十八条第一項、第十九条に、(第六十七条第二項)を第七十一条第二項」に改め、同項第二号中「第十五条第一項の認可を受けた」を「第十六条第一項の規定による届出のあつた」に改め、同項第三号から第五号までを次のように改める。

三 正当な理由がないのに第十八条第二項各号の請求を拒んだとき。

四 第十六条第三項、第二十条又は第二十一条の規定による命令に違反したとき。

五 第八十七条第四項の規定による負担金の納付をしないとき。

第二十一条第二項第七号及び第三項中「指定」を「登録」に改め、第三章第二節中同条を第二十四条とする。

第三章第二節の次に次の一節を加える。

第三節 登録講習機関

(登録)

第二十五条 第十三条の登録(以下この節において単に「登録」という。)は、同条の講習の実施に関する業務(以下「講習の業務」という。)を行う者とする者の申請により行う。

2 第十条第一項及び第十一条の規定は登録に、第十条第二項及び第三項、第十二条、第十五条第二項、第十六条第一項及び第二項、第十八条、第十九条第一項並びに第二十条から第二十三条までの規定は登録講習機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十条第一項	前条第二項第二号から第五号まで	第二十七条第二項第二号及び第三号
第十条第二項	前条第二項第二号又は第四号から第六号まで	第二十七条第二項第二号から第四号まで
第十一条第二項	第七条から第九条まで	第二十五条第一項、第二十六条及び第二十七条
第十二条第一項ただし書	第八条各号	第二十六条各号
第十五条第二項、第十六条第一項及び第二項、第十九条第一項、第二十二條第一項、第二十三条第一項及び第二項	評価の業務	講習の業務

第十六条第一項及び第二項	評価業務規程
第二十条	第九条第一項各号
第二十一条	第十五条
第二十二條第一項	評価の業務 公正かつ適確な
	評価の業務を行うべきこと又は 同項の規定による講習の業務を 行うべきこと又は講習の業務 適正な

(欠格条項)

第二十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 第八条第一号から第三号までに掲げる者
- 二 第二十八條第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準等)

第二十七條 国土交通大臣は、登録の申請をした者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる基準のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

- 一 住宅性能評価に関する法律制度及び実務に関する科目について講習の業務を実施するものであること。
- 二 前号の住宅性能評価に関する実務に関する科目にあつては、次のいずれかに該当する者

が講師として講習の業務に従事するものであること。

- イ 建築士法第二条第二項に規定する一級建築士(以下「一級建築士」という。)又は建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第五条第一項の建築基準適合判定資格者検定に合格した者(以下「建築基準適合判定資格者検定合格者」という。)であつて、住宅性能評価について評価員として三年以上の実務の経験を有するもの
- ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三 登録申請者が、住宅関連事業者又は登録住宅性能評価機関(以下この号において「住宅関連事業者等」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

- イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあっては、住宅関連事業者等がその親会社であること。
- ロ 登録申請者の役員(合名会社又は合資会

社にあつては、業務執行権を有する社員)に占める住宅関連事業者等の役員又は職員(過去二年間に当該住宅関連事業者等の役員又は職員であつた者を含む)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、住宅関連事業者等の役員又は職員(過去二年間に当該住宅関連事業者等の役員又は職員であつた者を含む)を含まないこと。

四 債務超過の状態にないこと。

2 登録は、登録講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 登録講習機関が講習の業務を行う事務所の所在地
- 四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(登録の取消し等)

第二十八條 国土交通大臣は、登録講習機関が第二十六條第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

- 2 国土交通大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 一 第二十五條第二項において準用する第十条第二項、第十二條第二項、第十八條第一項、第十九條第一項又は第二十三條第一項の規定

に違反したとき。

二 第二十五條第二項において準用する第十六條第一項の規定による届出のあつた講習業務規程によらないで講習の業務を行ったとき。

三 正当な理由がないのに第二十五條第二項において準用する第十八條第二項各号の請求を拒んだとき。

四 第二十五條第二項において準用する第二十条又は第二十一條の規定による命令に違反したとき。

五 講習の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する者若しくは法人にあつてはその役員が、講習の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により登録を受けたとき。

3 第二十四條第三項の規定は、前二項の規定による登録の取消し又は前項の規定による講習の業務の停止について準用する。

(国土交通大臣による講習の業務の実施)

第二十九條 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときその他必要があると認めるときは、講習の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

- 一 登録を受ける者がいないとき。
- 二 第二十五條第二項において準用する第二十条第一項の規定による講習の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき。
- 三 前条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消し、又は同項の規定により講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 四 登録講習機関が天災その他の事由により講習

習の業務の全部又は一部を実施することが困難となったとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定により講習の業務を行い、又は同項の規定により行っている講習の業務を行わないこととしようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 国土交通大臣が第一項の規定により講習の業務を行うこととした場合における講習の業務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

(手数料)

第三十条 前条第一項の規定により国土交通大臣が行う講習を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手料を国に納めなければならない。

第二十条第一項中「指定住宅性能評価機関」を「登録住宅性能評価機関」に改め、同条第二項中「指定」を「登録」に改め、同条第二十三条とする。

第十九条第一項中「指定住宅性能評価機関」を「登録住宅性能評価機関」に改め、「対し評価の業務」の下に「若しくは経理の状況」を加え、同条を第二十二条とする。

第十八条を削る。

第十七条中「指定住宅性能評価機関」を「登録住宅性能評価機関」に改め、同条を第十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

(適合命令)

第二十条 国土交通大臣は、登録住宅性能評価機関が第九条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録住宅性能評価

機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第二十一条 国土交通大臣は、登録住宅性能評価機関が第十五条の規定に違反していると認めるときは、その登録住宅性能評価機関に対し、評価の業務を行うべきこと又は評価の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十六条の見出し中「指定」を「登録」に改め、同条中「指定住宅性能評価機関」を「登録住宅性能評価機関」に、「指定の」を「登録の」に改め、同条を第十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十八条 登録住宅性能評価機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書その他の作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 利害関係人は、登録住宅性能評価機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録住宅性能評価機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

第十五条第一項中「指定住宅性能評価機関」を「登録住宅性能評価機関」に改め、「定め」の下に「評価の業務の開始前に」を加え、「の認可を受けなければ」を「に届け出なければ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 評価業務規程には、評価の業務の実施の方法、評価の業務に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

第十五条第三項中「認可をした」を「規定による届出のあつた」に、「評価の業務の公正かつ適確な実施上」を、「この章の規定に従つて評価の業務を公正かつ適確に実施する上で不適当であり、又は」に改め、同条を第十六条とする。

第十四条中「指定住宅性能評価機関」を「登録住宅性能評価機関」に改め、同条に次の一項を加える。

2 登録住宅性能評価機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める基準に適合する方法により評価の業務を行わなければならない。

第十三条の見出しを「(秘密保持義務)」に改め、同条第一項中「指定住宅性能評価機関」を「登録住宅性能評価機関」に、「役員」を「役員、次項において同じ。」に改め、同条第二項を削り、同条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

(評価員)

第十三条 登録住宅性能評価機関は、別表各号の上欄に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当する者であつて、第二十五条から第二十七条までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録講習機関」という。)が行う講習の課程を修了したもののうちから評価員を選任しなければならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第九条、第十三条関係)

住宅性能評価を行う住宅	評価員	数
一 第七条第二項第一号に掲げる住宅	一級建築士若しくは建築基準適合判定資格者検定合格者又はこれらと同等以上の知識及び経験を有する者	住宅性能評価を行う設計された住宅の棟数を百九十で除した数及び住宅性能評価を行う建設された住宅の棟数を百二十で除した数の合計

二 第七条第二項第二号に掲げる住宅	前号の中欄に掲げる者又は建築士法第二条第三項に規定する二級建築士若しくはこれと同等以上の知識及び経験を有する者	住宅性能評価を行う設計された住宅の棟数を千百で除した数及び住宅性能評価を行う建設された住宅の棟数を三百四十で除した数の合計
	前号の中欄に掲げる者又は建築士法第二条第四項に規定する木造建築士若しくはこれと同等以上の知識及び経験を有する者	住宅性能評価を行う設計された住宅の棟数を二千五百で除した数及び住宅性能評価を行う建設された住宅の棟数を六百で除した数の合計
三 第七条第二項第三号に掲げる住宅	備考 この表において、住宅性能評価を行う設計された住宅又は建設された住宅の棟数は、第七条第一項の申請の日の属する事業年度の翌事業年度における計画(第十一条第一項の登録の更新を受けようとする場合にあつては、同条第二項において準用する第七条第一項の申請の日の属する事業年度の前事業年度における実績)によるものとする。	

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年三月一日から施行する。ただし、次条の規定は、平成十七年九月一日から施行する。

(施行前の準備)

第二条 この法律による改正後の住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下「新法」という。)第五十一条第一項、第十三条、第三十一条第一項、第三十三条第一項又は第五十九条第一項の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。新法第六十一条第一項(新法第二十五条第二項において準

用する場合を含む。)又は新法第四十九条第一項(新法第六十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定による評価業務規程その他の規程の届出についても、同様とする。

(指定住宅性能評価機関等に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に次の表の各号の上欄に掲げる指定、認証又は承認を受けている者は、それぞれ当該各号の中欄に掲げる登録又は認証を受けているものとみなす。この場合において、同表の各号の下欄に掲げる期間は、それぞれ当該各号の上欄に掲げる指定、認証若しくは承認又はそれらの更新の日から起算するものとする。

一 この法律による改正前の住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下「旧法」という。)第七条第二項の国土交通省令で定める区分に係る旧法第五条第一項の指定	上欄に掲げる指定を受けた区分に相当するものとして国土交通省令で定める区分に係る新法第五条第一項の登録	新法第十一条第一項に規定する期間
二 旧法第二十五条第一項又は第三十七条第一項の認証	新法第三十三条第一項の認証	新法第三十六条第一項に規定する期間
三 旧法第四十一条第二項の国土交通大臣が定める区分に係る旧法第三十九条第一項の指定及び旧法第五十条第二項において準用する旧法第四十一条第二項の国土交通大臣が定める区分に係る旧法第三十九条第三項の承認	上欄に掲げる指定及び承認を受けた区分に相当するものとして国土交通大臣が定める区分に係る新法第三十一条第一項又は第三十三条第一項の登録	新法第四十四条第三項において準用する新法第十一条第一項に規定する期間
四 旧法第五十五条第二項において準用する旧法第四十一条第二項の国土交通大臣が定める区分に係る旧法第五十三条第二項の指定及び旧法第六十条第二項において準用する旧法第四十一条第二項の国土交通大臣が定める区分に係る旧法第五十三条第五項の承認	上欄に掲げる指定及び承認を受けた区分に相当するものとして国土交通大臣が定める区分に係る新法第五十九条第一項の登録	新法第六十一条第三項において準用する新法第十一条第一項に規定する期間

第四条 この法律の施行前にその課程を修了した講習であつて、新法第十三条の講習に相当するものとして国土交通大臣が定めるものは、同条の講習とみなす。

第五条 旧法第五条第一項の指定住宅性能評価機関、旧法第三十九条第一項の指定住宅型式性能認定機関又は旧法第五十三条第二項の指定試験機関（これらの者が法人である場合にあつては、その役員及びこれらの職員（旧法第十二条第一項の評価員、旧法第四十四条第一項の認定員及び旧法第五十八条第一項の試験員を含む。）であつた者に係る旧法第七条第一項の評価の業務、旧法第三十九条第一項の認定等の業務又は旧法第五十三条第一項の試験の業務）に關して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（住宅性能評価等に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前に旧法第五条第一項の規定により交付された住宅性能評価書は、新法第五条第一項の規定により交付された住宅性能評価書とみなす。

第七条 この法律の施行の際現に旧法第二十二条第一項の規定による住宅型式性能認定（以下「旧住宅型式性能認定」という。）を受けている型式は、新法第三十一条第一項の規定による住宅型式性能認定を受けているものとみなす。

第八条 この法律の施行前に旧法第三十三条第一項（旧法第三十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により付された標章は、新法第三十九条第一項の規定により付された標章とみなす。

第九条 この法律の施行前に旧法第五十三条第二

項の指定試験機関又は同条第五項の承認試験機関が作成した同条第四項の証明書は、新法第五十九条第一項の登録試験機関が作成した同条第二項の試験の結果の証明書とみなす。

第十条 この法律の施行前にされた旧法第五条第一項の住宅性能評価の申請、旧法第二十二条第一項の旧住宅型式性能認定の申請、旧法第二十五条第一項若しくは第三十七条第一項の認証（以下「旧認証」という。）の申請又は旧法第五十四条第二項の試験（以下「旧試験」という。）の申請であつて、この法律の施行の際、旧法第五条第一項の住宅性能評価書の交付、旧住宅型式性能認定若しくはその拒否、旧認証若しくはその拒否又は旧試験の結果の証明書の交付がなされていないものについてのこれらの交付又は処分については、なお従前の例による。

（審査請求に関する経過措置）

第十一条 この法律の施行前に旧法第三十九条第一項の指定住宅型式性能認定機関がした旧住宅型式性能認定若しくは旧認証又は旧法第五十三条第二項の指定試験機関がした旧試験（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）に係る処分又はその不作為に関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求については、なお従前の例による。

（処分、手続等の効力に関する経過措置）

第十二条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行前に旧法（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法（これに基づく命令を含む。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その

他の行為とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十四条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要となる経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

理 由

公益法人に係る改革を推進するため、国土交通大臣が指定した者が住宅性能評価等を実施することができるとして、法律で定める一定の要件に適合するものとして国土交通大臣の登録を受けた者が実施することができるとして、国土交通大臣の登録を受けることができる制度に改める等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部を改正する法律案内閣提出に關する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、公益法人に係る改革を推進するため、国土交通大臣が指定した者が住宅性能評価等を実施することができるとして、法律で定める一定の要件に適合するものとして国土交通大臣の登録を受けた者が実施することができるとして、国土交通大臣の登録を受けることができる制度に改める等所要の措置を講ずることとするものである。

1 国土交通大臣が指定した者が住宅性能評価を実施することができる制度について、国土

交通大臣の登録を受けた者が実施することができる制度に改める等、所要の規定の整備を行うこと。

2 住宅型式性能認定及び型式住宅部分等製造者認証について、国土交通大臣の指定を受けた者が実施する制度を、国土交通大臣の登録を受けた者が実施することができるとして、改める等、所要の規定の整備を行うこと。

3 特別評価方法認定のための審査に必要な試験について、国土交通大臣の指定を受けた者が実施する制度を、国土交通大臣の登録を受けた者が実施することができるとして、改める等、所要の規定の整備を行うこと。

4 罰則等について所要の改正を行うことその他の所要の規定の整備を行うこと。

5 この法律は、一部の規定を除き、平成十八年三月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

公益法人に係る改革を推進するため、国土交通大臣が指定した者が住宅性能評価等を実施することができるとして、法律で定める一定の要件に適合するものとして国土交通大臣の登録を受けた者が実施することができるとして、改める等所要の措置を講ずることとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

国土交通委員長 橘 康太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所 下二〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号
独立行政法人国立印刷局
電 話 03 (3587) 4294
定 価 本号一部 一五円
(本体 一〇円)